

---

平成22年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成22年9月14日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成22年9月14日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 議案に対する質疑  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 議案に対する質疑  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

出席議員(13名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	5番 景 山 浩君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 井 田 章 雄君	11番 足 立 喜 義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 石 上 良 夫君	

欠席議員(1名)

4番 植 田 均君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君  
書記 ————— 本 田 秀 和君  
書記 ————— 加 藤 潤君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君  
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君  
企画政策課長 ——— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 — 仲 田 憲 史君  
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ——— 加 藤 晃君  
教育次長 ————— 稲 田 豊君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君  
健康福祉課長 ——— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君  
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ——— 頼 田 泰 史君  
産業課長 ————— 景 山 毅君 農業委員会事務局長 — 真 壁 紹 範君  
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

11 番、足立喜義君、12 番、秦伊知郎君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

2番、仲田司朗君の質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） おはようございます。2番、仲田司朗でございます。それでは、石上議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問させていただきたいと思っております。

質問内容は、国民健康保険の広域化についてであります。国民健康保険では、毎年増大する医療費に保険税などでは対応できない、あるいは一般会計から繰り入れすることのできる金額には限界がある、あるいは、国保税の税率を見直すには容易ではない、あるいは、同じ県内でも市町村間で保険料に大きな格差があるというような、制度そのものが医療保険として成り立たなくなっているのではないかなど、さまざまな意見がございます。その上、国民健康保険会計は、医療給付費が毎年増加しており、会計がいつ赤字になってもおかしくないくらい、ぎりぎりの運営を行っているのが状況であります。そして国は、現在の後期高齢者医療制度を廃止する中で、今後の高齢者医療制度をどのようにするかということで厚生労働省では高齢者医療制度改革会議が設置され、国民健康保険の広域化について議論が始まっていると承っております。

私は今の南部町の国民健康保険の現状を見ますと、1町村の国民健康保険ではなく今後は介護保険を運営している、例えば南部箕蚊屋広域連合のような広域化を視野に入れた運営をしなければ、運営ができなくなるのではないかと危惧しておる次第でございます。そのような思いから、町長の御所見をお聞かせ願いたいと思っております。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

国民健康保険の広域化ということでございます。現在、国におきましては後期高齢者医療制度廃止後の高齢者医療制度について、高齢者医療制度改革会議が設置されて検討が行われております。新制度では、サラリーマンとその扶養者以外の高齢者は国保に加入し、運営主体は都道府県単位としながら市町村が保険料の賦課徴収や保健事業などを実施する共同運営方式が検討されているところであります。

御質問の高齢者以外の若年世代の国保も、都道府県単位の財政運営を図る必要があるとして、本年5月に医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部改正が行われ、都道府県が国保広域化支援方針を定め環境整備を進めることになりました。御承知のように市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険などに加入する方を除くすべての方を被保険者とする公的医療保険制度でありまして、国民皆保険の最後のとりでと言えるものであります。

しかし、その財政単位は小規模保険者である市町村であり、財政が不安定となりやすいこと、加入されている方の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在により医療給付費の格差が生じていることなどの構造的な問題を抱えております。また、加入なさっている方から見れば保険給付は全国共通であるものの、保険税は市町村ごとに異なり不公平感がございます。その保険税についてであります。平成20年度、鳥取県内市町村の1人当たり調定額は最高8万2,761円で最低5万8,978円の市町村と、1.4倍もの格差が生じております。ちなみに南部町では6万4,272円という、大変低い水準でございます。

このほかに、市町村によって健康づくりなどの保健事業や、医療費適正化の取り組みに違いがあること、収納率が異なること、一般会計からの法定外繰り入れなどの課題が上げられております。このような現状を改善し、さらに今後の医療保険制度について、将来全国レベルでの一元化を目指すという観点から、まずは市町村国保の運営に関し県単位による広域化を推進することが必要となってまいりました。したがって、現在、県を中心としてさきに申し上げました課題を踏まえ、県内市町村の意見を聞きながら市町村国保の運営の広域化や、財政の安定化を推進するための支援方針策定作業が進められているところでありますので、当町におきましても現在抱えている課題の解消に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、平成20年度の南部町の1人当たりの国保の金額が6万2,000何がしということで、最高の8万2,700円に比べれば安いということでございますけれども、今後、定年退職の方が多く出て高齢化がどんどん出てくるとどうしても地域におります医療機関等がございますので、どうしても医療給付費がどんどんどんどん上がってくると、そして、これから国の方の補助がそんなに多く見込めなくなるってということになると、どうしても財政的に会計が成り立たなくなるんじゃないかなということから、私はそういうことをすごく懸念しておるわけでございます。ただ、先ほども答弁をいただきましたように、後期高齢者医療制度のかわるものとして見直

されつつあるということですが、2年先に後期高齢者医療制度を廃止ということの方針が出るといっていただけますけれども、要は財源的にどの程度可能かという、本町の国保会計の今後の見通しということについてもお聞かせ願えたらというように思っているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。御承知のとおり、国保会計におきましては、20年、21年と基金の取り崩しを3,000万ずつ行っております。今回も国保税の値上げにつきまして御承認をいただいたわけでございますけれども、それも基金の取り崩しをするという前提で値上げをお願いしたわけでございます。これが、今年度そのまま予定していた金額の取り崩しで済むかといいますと、実はちょっと若干不安な面もございまして、資金の不足を来すのではないかとこのように考えております。基金の総額残高でございますけれども、1億5,000万ということございまして、早晩、底をつくのではないかなというふうに懸念をいたしております。

南部町の調定額といいますか、賦課額でございますけれども、県内、特に西部におきましてもかなり低い方でございまして、給付に見合った税の徴収というものを検討しなければならないのではないかとこのように考えております。財政面といいますと、まさに危機に瀕しているのではないかとこのようにお答えできるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

本町は、先ほど町長の答弁もございましたように安い方で会計を運営をしているということで、大変そういう面ではありがたいと思いますが、先ほど言いましたように医療費がどんどんどんどん増大していくといつ赤字になってもおかしくないような状況が続いてはかきませんが、そういうような状況の中で先ほど県の方が後期高齢者医療制度のかわりになるということで、鳥取県が9月から今月にそういう検討をするというようなことがあります。広域化のメリットというのは先ほどもありました算定方式の平準化とかで赤字を解消できるんじゃないかというようなこともございますが、やっぱりメリット、デメリットがあると思います。そういう状況の中で理解をしていかなければいけないんですが、やっぱり何ていうんですか、これから保険制度の対応について医療費の増大を含めた中で運営をいかにして行うかということが出てくるわけでございます。そういう中で、どうしても医療給付費を抑えるために、確かに保健事業とかそういうものが各市町村でいかに展開するかということも今後の課題になろうと思いますが、その辺での具体的な話っていうのは、今あるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。ちょっと的を外れた答弁になるかも知れませんが、いわゆる御指摘のように国保の広域化ということについては、これは長年、国保連合会などを通じて要望をしてきたことでもあります。ようやく、後期高齢者医療制度を廃止するというような政治的な流れの中で、国保を県に一本化したらどうか。というのは、後期高齢者制度が県一本の連合で運営されておりますから、そういうこともあって県一本でやったらどうかというようなことが俎上によってきた感があるわけでもあります。

先ほど、連合のことを言っていたわけですが、介護保険の場合は給付費の限度額というのが決まっております、計算もしやすい。それから、そういう状況がよくわかりますから手当てもしやすいというようなことで、そうはいつでもあんまり小さい町や村でやれば、保険財政がどさくさするわけですから適当な規模ではないかというように思っているわけです。ところが医療保険の場合は、はっきり言って青空天井であります。限度額はないわけです。前にも申し述べたと思いますが、1年間ではなくて1カ月のお一人の最高の医療給付額というのが6,400万というような、もう経済社会では考えられないような給付を保険で行っておるような実態もあります。したがって、保険者といいましょうか、保険を運営する者にとって検討のつかないような医療制度になっておるわけですし、したがって、これを小さな保険者で運営するということは、これは物すごい困難が伴うということですから、私は連合というような単位ではなくて、もうちょっと広げて、やっぱり最低、県で国保運営はすべきではないかというように考えているところです。

ところが、それだけいい話だというように思うわけですが、県の段階は知事会を中心に賛成ではないわけです。反対まではされんかも知れませんが、いろいろ条件をつけられるわけがあります。それは、昨日の亀尾議員さんの御質問でもお答えしたわけですが、例えば繰り上げ充用というようなことをして、破綻に瀕している自治体もたくさんあります、保険者が。大体1割以上あるわけです、繰り上げ充用やってるところが。それから、もちろんさっきも申し上げたように健康保健活動などにしっかり取り組んで保険税の随分安いとこと随分高いとこと、まず財政状況が非常にそれぞれの保険者で違うということを上げられるわけです。少なくとも繰り上げ充用ぐらいはきちんと解決してこいというのが、県知事さん方の考え方です。

それから、もう一つは、とうごうさんびんというのは御存じだと思いますけど、給与所得者は100%所得を捕捉するわけですが、自営業者の所得の捕捉は3割程度だということもあって、そういう所得の捕捉、保険税にきちんと反映できるような所得捕捉の状況がまだ

我が国ではできていないというようなことを、また理由にされるわけであります。

さまざまな課題はあるわけですが、協会けんぽなどが昔の政府管掌健康保険です、これが全国一本で国の運営でやってあって、それは都道府県単位には料率は違っていただけです。ですから、国が運営できないことはないわけです。究極的には、医療保険の一本化、国家による一本化でやるべきだと私は思うわけですが、いきなりそこにいきませんから、当面、県単位で国保財政を運営するというので、私どもは全国町村会としても県単位で運営してほしいということとを運動として展開をしておるという状況でございます。連合はちょっと小さいというイメージであります。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

大体、厚生労働省の方が5月に国民健康保険法の改正が行ってから、広域化の方針を打ち出した中で鳥取県は9月に、あるいは埼玉、京都など18県は12月に策定するというような回答がっておりますけれども、28の都道府県はまだ現在検討中だというような状況があって、いち早く鳥取県の方は進んでるように感ずるわけですが、やはり先ほど町長が言われるように各市町村のばらつきがあるから、なかなかそこにすんなり行きにくいというようなことから、もしそういう状況でなるならもう少し県よりももう少し小さいところでの、そういうような格好でもやらざるを得んのかなということから、例えばということで、南部箕蚊屋広域連合というような提案をさせていただいたところでございまして、これがベターだとは私は思っておるわけではございません。

要は、国民皆保険の中で、やっぱりどこでもだれでも治療ができ、そしてそれが給付ができるようなシステムというのが、今後必要になってくるわけございまして、町村をまたいでいったから保険税が違ふとかというような格好ではないような、やっぱり一本化のできるような取り組みはしなければいけないんじゃないかなということから、こういう質問をさせていただいたところでございますが、先ほどもありましたように健康づくりの問題を各市町村独自にいろいろ取り組んでおられて、その分医療費が安くなっているというようなところもあるわけですし、あるいは保険税の算定方式が違ふところもあったりするやに聞いておるところもございまして。

例えば、これは鳥取県、南部町だけではなくて、所得割、資産割、均等割、平等割という4方式で保険税を算定するところもあれば、それをそこまでしてないところも中にはある。鳥取県の場合は、それではないかもしれませんが、そういうところもあるわけございまして、なかなかその辺の調整が難しい問題もありはしないかなというように思っておるところでございます。

ので、いち早く鳥取県の場合は対応できるということですが、どうしても新しい制度になると一律にスタートしなければいけない状況になるんじゃないかなと思うので、その辺での今後の推移を見たいと思います。

特に、平準化をすることによって財政的によくなりますけれども、やはりそういうメリット、デメリットの問題もありはしないかなということがありますし、やっぱり、先ほどもありましたように後期高齢者医療制度自体が、今現在、県の方で一本化でやっておられるわけですから、移行しやすいということは私はあるわけですが、その辺の市町村のばらつきの中でなかなか難しいのかなということを質問させていただいたところでございます。

私の持ち時間は、わずか15分でしたので以上で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） 続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） おはようございます。7番議員の赤井廣昇でございます。通告によりまして、2点の質問をさせていただきます。まず1つ目には、住民自治基本条例の制定についてでございます。2番目には、現在いろいろマスコミ等で大変騒然としております高齢者の所在不明問題について質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の住民自治基本条例の制定についての質問でございます。自治基本条例は地域課題の対応や町づくりをだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化するもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であります。自分たちの町の課題は自分たちで解決するという、住民自治による町づくりを推進するための基本原則を定めたものでございます。町民が自治の主体であり、町政の主権者であることを認識し、みずからの町はみずからの手でつくり守り育てるという強い意思を明確にし、みずから考え行動をすることにより、住民自治の町の実現を図ることが必要でございます。町民一人一人を大切にし、自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民と行政とが協働して町づくりを進めなくてはなりません。これが国の目指す地方分権の真の目的で趣旨であると思います。この条例は、町民の権利義務や責任等を明確に定めるもので、今の時代にふさわしい民主的な町づくり、民主町政に不可欠な条例であると考えます。

3月議会、6月議会と一般質問でも取り上げまして、また引き続きまして、このたび9月議会でも取り上げさせていただきましたが、これは究極の民主町政のために重要で不可欠な条例であ



ろうかと思い、ぜひとも南部町で早急に取り組んでいただきたい、そういう一念を天に通ず思いで質問させていただくところでございます。

多くの町民は、真に開かれた町民主体の町政、すなわち住民自治基本条例に基づく町づくりの早期施行は時代の要請するものであり、住んでよかったと胸が張れ、他に誇れる南部町にするため、首長のリーダーシップによる前向きで積極的な取り組みをぜひ期待するものです。「民は之に由らしむべし、之を知らしむべからず」と論語にあります。一般論として客観的、民主的町政のためには、独裁的な独断と偏見に満ちた従来のような町民不在で、剛腕、不遜な町政では町民を従わせることはできないと思います。町長の御所見をお尋ねいたします。

2点目の質問でございますが、高齢者の所在不明問題についてお尋ねいたします。

全国で、最近、生存確認ができない高齢者が続出し国じゅうをにぎわせ騒然とさせておられますことがメディアで報道されております。また、9月の10日の朝日新聞で県内でも100歳以上の高齢者が1,616人あることが鳥取地方法務局の調べでわかったと報道しております。また、8月31日の朝日新聞によりますと、米子市が30日に発表した市内に本籍のある110歳以上は366人、倉吉市では170人、鳥取市で233人と合わせて総数768人、境港市は現在、調査中だということでございました。米子市では、最高齢の149歳の女性があるということになります。また、倉吉市では150歳とされる最高齢の女性の方は1860年生まれの方でございます。確認された高齢者はいずれも戸籍付票がなく、住民登録もされてないため年金の不正受給などはない、今後法務省からの指導を待って戸籍抹消などの対応をとるとあります。当町では、まさかこのようなことはなかろうと思っておりますがお尋ねいたします。

ちなみに、町内の110歳超の方の有無はございますか。また、最高齢の町民は何歳の方でありますでしょうか。このような醜態をさらすことになった原因をとらえておられますでしょうか。この事態を見て、職員が法規令達を遵守し、常に問題意識を持ち、誠心誠意職務を遂行すればこの種の不祥事は未然に防げるように考えます。ましてや、さきの参議院選挙、投票事務の初歩的なミスなどは起こり得ない。厳しい言い方かもしれませんが、日ごろの業務の取り組みに意識が低いからではないかと考えます。町長が従前言っておられました、職員力が高い南部町の職員だと我々に御説明いただきましたが、果たしてこの実態を考えるとそうだろうかと思念を持たざるを得ません。本当に厳しい言い方かもしれませんが、日ごろの業務の取り組みに意識が低いからではないかと思えます。

そして、この高齢者の生存確認にその子供や親族に尋ねると自分の父母または祖父母にもかかわらず、所在について知らないとか搜索願いが出してあるとか葬式費用がなかったから押し入れ

に遺体を放置したなど狂気のさたを初め、自分の親が、祖父がどこにいる、また存在についても不明とかかわからないなどは常識的にあり得ない話がまかり通っている現実でございます。これは、親子関係や身内、親族のきずなが非常に希薄になった結果、また親等に対する感謝や他を思いやる優しさの欠如にあるように思います。

また、こうした社会の背景等が子供たちのいじめ問題の根にあるのではないかと思います。本場に嘆かわしいことであります。現在、学校での知識教育、偏差値に重点を置く偏向した学校教育のあり方に何か大きな問題があるのではないかと。特に、戦後の日本人の価値観は余りにも自己中心の利己主義的な人が多くあり、価値観の変化、社会変化に影響されたためと考えます。戦後復興65年の学校教育の中で、倫理、モラル、教育がなおざりにされ、経済的に豊かになることが最高命題とするような考えや、墮落した人間が社会をのさばり濶歩が許されるような世の中の結果であり、しかるべきもののように思います。

若干、遅きに失した感はあり、また学校だけに責任を転嫁するものではございませんが、学校教育に徹底的な人間教育、道徳教育の必要性を思います。時代の潮流が余りに物質優先で経済的に豊かになれば幸せだとする風潮があり、いかがなものかと考えさせます。そうした反省に立ち、当町は福祉の町とあわせ、教育の町の人づくりを標榜宣言する町を考え、他を思いやれる優しい人の住む町づくりを目指し、そうした町政に重点を置く町づくりに推進してはと思いますが、町長、教育長にはそれぞれの御所見をお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、住民自治基本条例につきましては、町づくりの方向性や住民の権利と責務、議会や首長の義務並びに責任、住民と行政の協働の仕組みなどを定めたものであり、具体的には町づくりや地域課題への対応についてそれぞれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかということについて自治体の仕組みの基本ルールを定めるものであるといえます。

全国的に見ますと、現在この条例を制定している自治体は1,760の市町村中150程度と認識しております。鳥取県内におきましては、現時点で自治基本条例に該当する条例を制定しておりますのは、17市町村中、鳥取、北栄町、日吉津村の3市町村です。また、米子市では平成23年3月議会上程を目標に作業を進められていると伺っております。既に策定されております3市町村のうち、鳥取市では現在、自治基本条例に係る市長の附属機関として市民自治推進委員会を設置し、当面は自治基本条例に規定する内容について市民の具体的取り組みをどのようにす

るのかを検討しておられる段階と伺っております。日吉津村では、日吉津村自治基本条例推進委員会を設置し、条例の進捗状況を検証し、今後は地域コミュニティ推進の取り組みを進めていかれると聞いております。北栄町では具体的な活動として、自治会による自主防災組織の取り組みなどが少しずつ進んでいると伺っており、あわせて同町では自治基本条例見直しの検討をされております。これらの市町村では、今後本町の地域振興協議会のように、より具体的に住民参画による地域づくりの活動が進んでいくものと認識しておりますが、一方で各自治体とも条例制定の意義やその内容をいかに住民に浸透させていくか、またどのようにして行政と住民との協働による町づくりを進めていくかという大きな課題を抱えておられる状況もあるようであります。

さて、御承知のとおり本町では南部町地域振興区の設置などに関する条例を定め、地域振興協議会を基盤とする地域づくりの取り組みを進めております。本町の地域振興協議会の取り組みは、自治基本条例制定の趣旨として議員が御指摘になったとおり、住民が自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民と行政とが協働して町づくりを進めるものにほかなりません。このことは、同条例第1条で南部町に暮らす住民がみずから暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組む場として、かつ町が町民の意見を町政の運営に反映し町民とともに魅力ある地域づくりを行う場として振興区を設けるとしており、町民と行政との協働による町づくりの推進をまさに条例で位置づけているものと考えております。さらに本条例には、町の責務、町民の責務も定めており、振興協議会の取り組みが、つまるところ自治基本条例制定の意義と同様の成果を果たすものと考えているところでございます。

これらのことから、地域振興協議会の理念と取り組みは自治基本条例の趣旨と同様、町民の皆さんの自治意識を高め協働の町づくりを行っていくためのものであり、さらに申し上げれば地域振興協議会は自治基本条例の理念を具体化し、行動レベルまで発展させたものであると認識をいたしております。

つまり、自治基本条例は本町で行っております地域振興協議会の取り組みの前段階の理念を定めるものであり、本町におきましては住民自治基本条例は制定しておりませんが、その目指す姿に向かって着実に歩みを進めているものと確信をしているところでございます。

町としては、この条例制定を殊さら否定するものでもありませんけれども、地域振興協議会の取り組みを今後より一層支援する中で、いましばらく住民自治基本条例について町民の皆様の機運を注視してまいりたいと考えております。

次に高齢者の所在不明についてであります。質問にお答えをする前に、ちょっと整理をしなければいけない、説明をさせていただきたいと思っております。戸籍と住民票について、説明をさせていた

だいておきたいと思います。住民票は、個人の生活の本拠地を明らかにするものでありまして、世帯主を初め同一の住所において共同に生活を営む者の住所、氏名、生年月日、性別などを記載し、住所地において作成されるものであります。これに対して、戸籍は個人の親子関係や婚姻、養子縁組などの身分関係を明らかにするものでありまして、夫婦とその子供を一つの単位として作成されるものであります。戸籍を置く場所、いわゆる本籍地でございますが、本籍地は住所地である必要はなく、出身地に置かれる方や、全く異なるところに置かれる方もございます。つまり、住民票と戸籍は性質の異なるものでありまして、別々の届け出によって記載されるものであります。

このことを踏まえ、議員の御質問にお答えをいたします。まず、年金の不正受給ですが、不正受給で問題となった所在不明者について、これは住民票におけることであります。住民票は各種の手續において生存の証拠として利用されているため、いろいろな制度に影響があります。8月31日現在、南部町には1万1,750人、3,868世帯の住民票が記録されており、そのうち100歳以上の高齢者は7人で最高齢は102歳であります。この方々については、職員が訪問したり医療機関や介護サービス事業者を確認をして把握しての方と住民票が一致しておりまして、議員御指摘のような不祥事といいたいまいしょうか、そういうことは一切ございません。南部町においてはそういうことはないということを申し上げておきたいと思います。

次に戸籍関係ですが、8月31日現在、南部町に本籍を置く方は1万5,215人、6,143の戸籍が記録されております。法務省から示された基準に基づいて調査したところ、110歳以上の方が30人おられます。最高齢は慶応元年生まれで145歳となります。いずれの方も、戸籍付票において住所が確認されない方であり、年金の不正受給などには影響いたしません。戸籍付票については、本籍地において個人の住所の経過を記録しているものであり、住所地が変わった場合は本籍地に通知され、戸籍付票にその変更を記載することとなっております。

戸籍上は生存しているのに所在が確認できない高齢者が存在している理由として考えられることとしては、戦争や大規模な災害などで行方がわからなくなった方や、海外に移住して、そのまま連絡がとれなくなり死亡が確認できなくなった方などが戸籍から抹消されずに残っているのではないかと思います。戸籍の抹消は、届け出義務者である親族、つまり6親等以内の血族か、本人の配偶者、または3親等以内の姻族が死亡届を行ったり、失踪の場合は裁判所に届け出を行って宣告を受け、届けを出すことにより初めて行うことができるものであります。

町の責務としては、住民票については住民基本台帳法の定めにより町において調査し、住所地に所在していない方に対しては職権での抹消を行わなければならないこととなっておりますが、

戸籍についてはこのような規定がございません。民事局長通達によって100歳以上の高齢者については、その所在が不明で、かつその生死及び住所について調査資料を得ることができない場合に限り、法務局の許可を得て職権による抹消を行うことができるとされていることだけあります。さきに申し上げましたとおり、戸籍は住民票と異なり、町外に住所を持っておられる方が多数おられます。抹消については届け出によって行われるという法の規定を重視し、積極的に行うべきものではないと考えております。ただ、今回判明した超高齢者の方については、御生存の可能性も低いと考えますので、法務局の指導をいただきながら慎重に対応したいと考えております。

この件に関して、学校教育に問題があるのではないかということでございます。このたびの高齢者の所在不明問題は、親子関係や身内、親族のきずなが非常に希薄になった結果であり、学校教育のあり方に何か大きな問題があるのではないかと、町長としてどう考えるのかというお尋ねであります。

個々にさまざまな事情があるとはいえ、親の居場所に関心がない、親が生きてるのかどうかさえ念頭にない、こうした状況は田舎に住み、還暦を過ぎた私には到底信じられない出来事でありまして、今日の我が国社会の現実として受けとめなければならない社会問題であると認識をいたしております。後ほど教育長にも見解をただされるのでしょうかけれども、このたびの問題の原因を学校教育のあり方に問題があったのだとする議員の論旨は、いささか飛躍しているのではないかと印象を持っております。

親子や家族のあり方、親や家族への思いのありがたみがこうした不幸の根底にあるとの認識は共有できると思いますけれども、ただ単に当事者が育った時代の教育やその後の教育にその遠因があるのではなくて、時代や社会の急激な変化に伴う価値観や社会意識の変容が親子関係や家族のありがたみに大きな影響を与えたと考えるべきではないでしょうか。議員御指摘の問題は、そもそもどんな時代であっても人として、人間として不易な部分でなければなりません。そういった観点から考えますと、人権教育、人権問題とも深くかかわる問題でもあるのではないのでしょうか。こうしたことからわかるように、このたびの事案は決して学校教育だけに起因する問題ではなくて、家庭教育や社会全体の教育力、社会のあり方の問題でもあると思います。

いずれにしても、我が国社会のひずみ、警鐘として国民一人一人が真摯に受けとめ、それぞれの親子関係や家族のあり方、地域社会のあるべき姿を見詰め直すことが大切であると、このように考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私、演壇の方では教育長さんの方にもと申したんですけど、教育長の方から町長が御答弁なさって、2次質問の関係等では答弁をさせてもらうから、演壇での答弁はしないということ承っておりますので、それを承知した上で早速に質問に入らせていただきます。

まず、1番目の自治基本条例の制定についてでございますが、町長さんの先ほどのお考えの中にお聞きしましたように、地域振興協議会を南部町も持っておりますし、それから町民さんの、空気、何といいますか、そういうものの醸成する中でやっぱり考えて取り組むべきがいいというようにおっしゃったわけでございますが、そうじゃなくて、取り組みをされるのに他に先んずるということの方がむしろ大事なことであって、よそが始めたからうちもじゃあ取り組もうかというような消極的な取り組みでなくて、もっともっと前向きな姿勢でもって町政に取り組んでいただきたいというのが私の考えでございますが、その辺、町長、決して町長のおっしゃったことが理解できないわけじゃないんですけど、ただ住民の多くの方は私が申し上げましたように、そういう前向きな町政の取り組みの姿勢を望んでいらっしゃる方がたくさんあるという実態もございます。その辺において、町長一言お願いできますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの答弁でも申し上げましたように、自治基本条例が先がよかったかもわかりませんが、地域振興区の設置条例ということで自治基本条例が目指している姿というものを、既に他の市町村に先駆けて取り組んでおるということをお願いした都合でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 大変恐縮でございますが、町長、6月に下阿賀区活性の会の方の活動の関係等も含めて、下阿賀区の方にお出向きになったというふうに聞いておりますが、その懇談会ではどのような内容の話だったかということをお願いできませんでしょうか。大ざっぱな話でよろしいですが。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。手元に今、資料持参しておりませんが、あくまで現在の記憶で申し上げることでございますけども、単独の自治を認めてほしいという御要望が強く出ました。それから、そのときはほかの集落と違まして少数の方が中心でお話になってまして、どなたの意見も、それから町長が通常は今の町の情勢等も説明するのが一般的ですけども、それもいいということで具体的に出た意見は先ほど申し上げたように、一つの集

落で自治組織として認めてほしいということが出まして、それに対して地域でやはり協働してみんなで手を組んで課題を解決することが大切ですよという、ですから、地域振興協議会というものが必要ですよという町長からの説明もありました。その他いろいろ出ましたけど、そのことが特に私の印象に残っておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 企画課長の方からお答えいただいたところですけど、その中で今、一番印象に残ったものは一つの集落を現在の地域振興区のような形で認めてほしいと言われた恐らく意味合いというものは、御承知のように地域振興協議会の条例にありますようにもらえるべき補助金とか助成金等というものがとれないから、苦肉の策としてそういうやにおっしゃったでないかというような気もいたします。決して、町が取り組もうとする町づくりについて否定なされたということの考えじゃなかろうかと思えます。恐らく、そういう原因はそこにあるかというような気がいたします。過去の当然、いただけるべき区長さんのそういう手当とか何かが現実受け取っていらっしやらないという実態があるわけですから、そういう思いだろうと思えます。それについては、もう全く今、企画課長がおっしゃったように譲歩するというような、何と申しますか、特例的な形でそういう地域振興区を認めていこうかというようなことは全く町長の方にはお考えはないわけでございますか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 譲歩するかというような交渉事ではございません。これは議会で御審議をいただいて、その前段に長い間の検討期間があったわけですけれども、そういう状況を受けて議会で条例化しているわけです。この条例化された、皆さん方がお決めになったこの地域振興区の条例を認めんということはいかがなものかと、このように思っております。町長としては、成立した条例の規定に従って、これを町民の皆さんに御理解をいただきながら進めていくということが使命でございますから、私は勝手に条例解釈して、交渉するというような譲歩するというような発想ではないわけでありませう。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長に、私の言葉が足りませんで、えらい申しわけなかったですけど、譲歩という不適切な言葉選んでしまったんですけど、そうじゃなくて、実際に今の地域振興区条例が十分機能していくためには、今何らかの現実的に問題があるわけでございます。そういうことを解消して、本当に町民にこよなく親しまれるような地域振興区になっていかんやいけんと思うんですよ。ですから、そういうことを場合によっては町長独断でどうこうでなくて、議

会に諮って条例の補綴といいますか、修正を図っていくようなことも考えていく必要があるではないかと私は思うんですけど、そういうことはもういささかもないということでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いささかもないとも思いませんけれども、問題があれば、これは条例改正も議会にお願いしなければいけないというように思うわけですが、現実問題として、その自治を侵しているわけではございません。町づくりの交付金などもちゃんと交付して、公民館の改修などなさっておられますし、町の振興区条例がそれぞれの集落自治というものを侵しているという認識は全くございませんので、必要がないというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 自治を侵するとは全く思わないとおっしゃったんですけど、振興協議会の事業を推進する上の中でいろいろ問題点があったように私は思いますし、町民さんの方からもそういう若干の苦情を聞いております。ですから、さっきおっしゃったように区の方に対して自治を阻害するようなことは取り扱いませんと、町長は今御答弁なさったんですけど、そうじゃなくて、そういうもっとも何ていいますか、寛大に柔軟に、あるいは横断的に条例等を運用して行って、本当に町民の納得できるような町政を推進していきたいと私は考えるところでございます。

続いて、質問いたします。大変恐縮でございます。町長、6月議会の中で言葉のあやと申しますか、町長の御答弁の中に北栄町さんの取り扱いのことについて、私が自治基本条例も北栄町さん等にもありますよという話の中で、これもややもするとまんざら否定的じゃないかもしれんけど、若干そういうような疑いを持たれるような御答弁を私あったように思うんです。

それについて、ちょっと具体的に言いますと、北栄町の基本条例はほとんどを機能していないというようなことは検討委員会で問題なると答弁されました。そして、よその町のことで誤解がないようにと追加答弁をしていただいたわけですが、確かにこの検討委員会の提言書にはアパートの住居人や加入してない者が若干あって改善を必要ということは言われております。このこと自体、当該条例の責務として町は、住民が参加しやすい環境を整備するように配慮するとの義務が規定されていることのあらわれであり、よそも御苦労なさっているなどとやゆするべきようなことではないと私は思います。そういうことについて、町長、先般の6月議会ではこういうふうにお答えになったはずでございますけど、これについてはどうでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。



○町長（坂本 昭文君） 先般の6月議会の答弁書、逐一承知して今いるわけではございませんので誤りもあるかもわかりませんが、赤井議員の方から質問の通告をいただいて、県内先進町である北栄町のホームページを拝見して、そのホームページの中でたしか検討委員会というんでしょうか、そういう方からの答申が、意見が出ておりまして、その中であんまり機能していないということを見させていただいて答弁をさせていただいたというように思っております。

先ほど、この中で具体的な活動として、北栄町では自治会による自主防災組織の取り組みなどが少しずつ進んでいるということをお伺いしておりまして、動いておりますから、少しずつそのように進んでおるということを、今回は答弁をさせていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） この8月の13日の日付でもって、職員の皆さんへということで町長さんからメッセージを出していらっしゃるんですが、ネットを通じまして、この中で見ますと、エネルギー・情報グリッド事業、電気自動車事業というようなことの中で、いろいろ起業家でございます方からのお話を聞かれまして、環境エネルギー革命を推進することによってこれからの地球の問題が解決できるんだらうということで、大変感銘を受けたということで町長さんのメッセージがコメント載ってるわけですが、これからこのたび、ちょっと話が飛躍しますけど、補正予算の方にもEV、電気自動車の導入を決定されたんじゃないかと私推察するところでございますが、この問題につきまして本当に町民のある程度は町長のリーダーシップといいますか、必要であるということはいくつもわかりますが、この県下でもEV、電気自動車の導入についてはほとんど皆無のように私、思うところでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井議員。通告から……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） これは、今の質問と今の町政の問題とは脈略があるからこそ質問してることでございまして、通告の問題じゃないと思いますよ。

○議長（石上 良夫君） 先ほども若干ずれておりました。ちょっと辛抱しておりましたけど、余りずれないように。これは通告してありますので、それに従って……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 通告の中身にはそういうことを含めて、私の自治基本条例等の制定について、町長さんの取り組みの姿勢がやや消極的でないだろうか。それよりは、もっともっと町民の思いを含めた、思いが十分浸透するような町政をしていただきたい思いの中で、こういう取り組みはいかがなものだろうかということで、これをたまたま例題として私取り上げたものでございます。

○議長（石上 良夫君） わかりました。電気自動車の部分は早目に切り上げて、本題に戻ってく

ださい。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今おっしゃるように直接の言葉と、あるいは字句としては上げておりませんので、このたびは取り下げますが、とにかくそういう問題があって町民の意図すること随分乖離しているんじゃないかというように私、思うからでございます。

○議長（石上 良夫君） 町長に質問をしてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ですから、町長そういうことで、私が若干、超越したといいますか、逸脱した形の今、質問になりかけたんですけど、そういう形で本当に町民の思いというのが町長には伝わっていないじゃというぐあいに私、思うもんですから、恐縮でございますけど質問したわけでございます。

とりあえず、今の自治基本条例の方については若干町長との考えが違うということで残念ではございますけど、これから町民のそういう思いもしっかりあるということも踏まえた上で、もっと前向きな形の御答弁がいただけるようにどっちかといいますと、本意を翻していただければというやに思います。

それから、とりあえず……（発言する者あり）今、私町長の方から一応、お答え聞いておりますからそれについて、私自身がさらに深めるためにちょっと聞いたやなことでございます。

それから、先ほどおっしゃいましたけど、まだまだ県下では北栄町だ日吉津村だ、そういう形でまだまだ自治基本条例が制定されないとおっしゃったんですがね、だから南部町もまだまだ時期尚早だというような物の考え方は、大変に本当に前向きな建設的な町長の姿勢とは私は思いません。（発言する者あり）ですから、今、私が町長に言いましたように……。

○議長（石上 良夫君） 静粛にしてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） えらい、回りくどい質問をして申しわけないと思いますけど、そういうことを私が日ごろの町政の中で感じたことを今言ったわけでございます。また後で問題点を拾い出させてもらおうと思いますが、とりあえずそこは置きまして、高齢者の所在不明問題について質問に入らせていただきたいと思えます。

先ほど、町長からる御説明をいただきまして、戸籍法と住民票の取り扱いの関係でいろいろあるんだと。決して職員の怠慢とかどうこうにつながるようなことじゃないと御答弁いただいたわけでございますが、ただ、新聞報道なんかによりますと35件もという形で報道されれば、即やっぱり職員の仕事に関係することに何か不備があったではないかというやにまた危惧するわけです。ですから、そういう質問したわけございまして、ちなみに町長がおっしゃった意味というのは多分、住民基本台帳法の第3条にかかわって戸籍法の方にはそういう部分はないとおっし

やったんだろうと思いますが、ちょっと町長、この第3条のこと私もよく理解もできませんので、ちょっと御説明いただけますか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時05分休憩

---

午前10時05分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

答弁ございますか。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。ただいま、赤井議員の御質問は住民基本台帳法の第3条ということだと思っておりますが、これ市町村の責務といたしまして住民基本台帳法を整備するということが決められております。これは、住民に関する記録は適正に行われるように住所の所在とかそういうものを確認しなさいということがございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長にお読みいただいたようなことが3条にうたってあるわけでございますが、だから戸籍票にはそういうものがないので全く察知しなくてもいいということとは私はないと思います。やはり、正確な住民の実態を把握するという意味でもそういうことは基本台帳法に載っていることだから、それ以外は知らないというようなことでなく、前向きな形で仕事を取り組んでほしいなというやに思います。

今、課長の方や町長からも御答弁もいただいたところでございますが、そういうことで職員が本当に自信を持って町民の期待にこたえられるような職務を遂行しているというぐあいに町長は町民の前で堂々と御答弁いただけますでしょうか。ひとつよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私がここで答弁してる間じゅう、何か書いておられて聞いていただいておらんかったのじゃないかと思えますけれども、やっぱり戸籍と住民票の違いということをちゃんと言ったはずです。住民票については、そのような事例はないということを行いましたので、赤井議員のおっしゃるようなことではないということをあえて申し上げさせていただきました。

ただ、戸籍でも戦後の混乱期だとか、さまざまな事例があって戸籍の付票というものに住所の記載がないのが、さっきもあったようにたくさんあるわけですが、これは積極的にどんど

ん職権で削っていいというものではなくて、やっぱり慎重に慎重を期して国の方針などに従って対応すべきだというように思うわけですし、決してこれを職員の怠慢でこういうことがどんどん起きておるといふようなとらえ方を、一方的なとらえ方だとこのように思っております。

住民票については、これは生存の、あるいは所在地の確認というようなことが義務づけられておりますから、住民票に登録はしてあって所在不明の人がたくさんあった先般の新聞報道のような例ですね、年金を長い間もらい続けておったとか、そういうことはこれはきっと不祥事になるだろうというように思うわけですが、南部町にはそういうことありませんので、殊さらに職員の怠慢というようにすることに結びつけないでほしいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長のお答えは、先ほどの町長の答弁の中で私も耳にしておりますから、よく理解しておるんですけど、ただ、基本的に今までの町政の中でいろいろ問題点があって新聞報道なんかずっと上がってきたわけですよ。今の税金の過誤納問題から、職員の職務の遂行上、例えば必要な書類が、県の方の提出がふえたために受給者がそれをいただけなかったとか、いろんな問題が出たから私はそれらも含めて若干危惧して取り上げて聞いたようなことでございます。

町長の説明の中で、住民票における住民というものは1万1,750人現在あり、3,868世帯だと。それで、100歳以上の方が7人ということでお答えになりましたですね。この100歳以上の方が7人というのは、男女ではどういう比率になっておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。調べております。ちょっと今手持ちに持って上がっておりませんので、申しわけございません。すぐ必要であれば持って上がりますが。（発言する者あり）済みません、今、資料ありました。男性が1名、女性が6名でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

大変に100歳以上の方が、こういうたかだか1万人少々の南部町において7人も存在しているところについては本当に結構なことございまして、敬意を表すところでございます。

それから、もとに戻りますが、住民自治基本条例の制定のことについて、町長のお考えの中ではもう改めて何回質問してもこれ以上前向きな御答弁いただける、要するに前向きに取り組むということはないということをとらえて確認していいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。そんなことをこれから先言ったこと覚えはございませんよ。勝手にそういう判断や解釈をしないでいただきたいと思います。要は、南部町が行っております地域振興施策というものが自治基本条例が目指しているあるべき姿というものであるということをおっしゃりは申し上げました。

6月議会で赤井議員のこの問題についての質問をいただいたわけですし、そこで私もこの問題について検討してみますということをお答えしたと思います。いささか検討したというか、勉強した例をちょっと申し上げてみますので、そういうことをもって答弁とさせていただきたいと思いますが、赤井議員は自治基本条例をとにかく町の最高の憲法というような位置づけで、ぜひ制定すべきだということにおっしゃっておられますけれども、いろいろ調べてみますと自治基本条例を許さない国民の会というのもございます。それから、消費者庁長官になられた福島さん、我孫子の市長さんでしたね、我孫子の市長さんが自治基本条例を議会に提案されたわけですが、我孫子の市議会は否決をしておるといような事例もあるわけでありまして。

進める方も非常に赤井議員のようにたくさんの理由を上げて自治基本条例を進めるべきだという方もたくさんあります。それから、やめる方がいいという方もたくさんあって、正直なところ迷っておりますけれども、ねらいはいずれにしても地方分権の時代を迎えて住民主体の町政を行っていくんだと。そこに突破口としてそういう条例を位置づけてやった方がいいということと、個別具体のもので対応すればいいという2つに分かれるというように思うわけです。そこで分かれる。

では、なぜそういうことが分かれるのかということですが、例えば例を1つ上げますと町内に在住しておられます在日外国人の方でございますね、これは税金も払って同じように社会活動なさっておられますけれども、市民だとか町民だという位置づけ、くくりの中で多くの自治基本条例では、この方たちを取り込んでさまざまな行政課題の解決などに参加をしていただくというようなことになっておりますが、しかし、この外国人の問題をこういう形で取り上げていくのは裏口入学だという御意見もあるわけです。これは、成蹊大学の小原教授がまとめておられますけれども、自治基本条例の問題点として裏口からの外国人参政権を認めることにつながっていくというようなことを申しておられます。

今、民主党政権の中でこの外国人参政権の問題はいろいろ議論されているわけですし、やっぱりこういう国際社会において相手国との関係などについて、これは国家のレベルの法律に基づいて規定されたものを当然、それは地方自治体も縛るわけですから、そういうものが制定された後

にこういう問題は位置づけた方がいいのではないかというように思うわけです。一方では、住民参画協働の地域社会づくりというようなことを掲げながら、外国人参政権の問題などが解決しない状況の中でそういう道を認めていくということは、裏口入学だと言われても仕方がないのではないかと、このように指摘をなさっているわけです。

それから、非常に高度に複雑化した行政組織というものに、20万都市といえども委員を募集しても3人や5人しか来なかったというようなこともあるようであります。なかなか一般の市民といいたまいますか、町民といいたまいますか、そういう皆さん方がどんどん参加をして自治基本条例をつくっていく、そういう過程において最初は多数おってもどんどんこぼれていって、はっきり言えばおもしろくないわけです。結局、一部の方の運動家といいたまいますか、活動家といいたまいますか、そういう方の主導する自治基本条例になりがちだということも書いてあります。

ですから、時間もありますのであんまり申し上げませんが、私なりにいろいろ検討した結果、南部町においてはいましばらくそういう状況を見ながらやっていけばいいと、自治基本条例が目指す姿というものは既に条例制定していただいておりますから、振興区条例ですね、そういう条例があるわけですから、あえて今ここで拙速に自治基本条例を制定する必要はないのではないかと。また、振興協議会の皆さん方に何人かお尋ねしてみましても、何でそういう条例が必要なのかということをおっしゃいます。機運はまだまだ盛り上がっていないというように思っているところであります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） えらい私が先走った形で誤解をして町長の方に御質問をして、このような形になりまして申しわけなく思います。大変に、従前と違う形の御答弁いただいて、前向きな形で検討するんだということを伺いましたので、大変に安心しております。ぜひとも、そういう周囲の状況にとらわれることなく前向きな形で検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

残り時間がまだ6分ほどありますので、せっかくですのでいろいろと質問させてもらいたいと思います。

直接言葉としては質問を上げておりませんが、この自治基本条例の制定の中に町民の意見をとかく酌んでいただいて、町民主体の町政をしてほしいということ言ってるわけですが、そういうことを考えながら今も先ほど私が質問しかけたところ、このEV問題については、電気自動車の関係については質問の通告外のことだからということをおっしゃいましたので余り触れられませんが、ただ、本当に今、町としてもっともっと何ていいですか、積極的に取り

組まなくてはならないような大きな課題があると思います。ちなみに、他町村ではこのEVを導入とか、そういう予算を補正する前に、何ですかね……（発言する者あり）時間があただけん、通告だどうこうじゃなくって、十分審議するためには……。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、これに沿って質問してください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） もちろん、通告書には沿っております。全く外れた質問じゃございません。とにかく、基本的に例の女性の頸がんワクチンの問題等なんかをよそでは予算化もしております。あるいは、これから冬場に向かってインフルエンザ等がまた起こってくるんじゃないかという懸念もありますが、そういう形で他町村においては本当に現実的な喫緊な問題を補正として組んどるようでございますから、そういうことで南部町もそういう身近な問題を積極的に取り上げて、不要不急とまで言いませんが、EV、電気自動車の問題等についてはまだまだ先送りしてもいいじゃないか。先ほど町長はやたらに拙速だとか時期尚早だとか等々言われましたですけど、そういうことを考えたときに本当に電気自動車やちこそ、今、補正予算で組んでしなくちゃならないような問題だろうかと。それよりは、よそでやってるような子宮頸がんのワクチンの接種だとか、インフルエンザの問題等、もっともっと積極的に取り組まれた方が本当に町民が喜ばれる町政なのではないかということは、私は痛切に感じております。

まだ若干の時間はありますが、時間になりましたので、以上で今議会の私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

---

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時45分。

また、赤井議員の質問で、また議運で協議する必要があると思いますので、委員長、よろしくをお願いします。休憩します。

午前10時23分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議長より許可をいただきましたので、私は最後の今回の9月議会の一般質問のトリでございます。簡単に終わりたいと思います。大きく3点の質問をさせていた

だきます。

1つは、本町の高齢者施策と、今はやりのゲリラ豪雨対策と、きのうありました雑賀議員が言っておられました、ダブっておりますが保育園の民営化について、この大きな3点について質問したいと思います。どうかよろしく願いいたします。

まず、第1点の本町の高齢者施策についてでございますが、高齢者施策といえば介護保険ばかりではありませんけども、今回は一応介護保険関係絡みで質問させていただきたいと思います。

御存じのように介護保険、平成12年に始まりまして、やっと約10年たちました。当初は走りながら、また転びながら、転がりながら、この介護保険を制度を充実していくんだということから始まりまして、南部町が旧西伯町のときに平成12年、ちょうど地震のときでした、介護保険推進全国ケアサミットを第1回としてやったのが記憶に新しいところでございます。10年たちまして、いろんな高齢者もだんだんとふえてまいりましたし、要介護者もふえてまいりました。国の参酌標準という規則がありまして、特養、老健、療養型、いろんな施設等がこれ以上つくったらだめというキャップがかかっておりまして、その中で高齢者が実態を全国的に調査いたしましたら特養が今のまだ2倍足らないと。グループホームに関しては3倍足らないというような全国調査が出ております。これで、国民の間でも、また要介護者の家族からも今のままではいけないのではないだろうかという意見がありました。我が町で、本町で国のモデル事業で日常生活圏域ニーズ調査を実施されたようでございます。

そこで、我が南部町で高齢者のニーズ調査をいたしましたところ、いろんな介護保険絡みで、高齢者施策でこういうサービスが足りないとか、これはこのようにした方がいいと、いろんなニーズが出たと思います。そこで、これはまだ公表なっておりません。けども、我が町の町長は知っておられると思ひまして、これを質問させていただきたいと思ひます。

このニーズ調査の結果はどうであったかということと、それによって今後の施策はどのような方向に持っておかれるのかと。それらが介護保険第5期計画、これは来年、再来年、介護保険が第5期になりまして、その第5期計画に反映されられると思ひますけども、ならば、それを1年前倒しにして来年でもこういう施策ができないのか、ここで第1点目は問うものであります。

続きまして、災害対策についてでございますが、皆さんも御存じのように近年至るところでゲリラ豪雨と称しまして多大な被害を受けております。この辺の近辺では、最近では日南町が田畑、山林がひどくやられました。また、隣の県の佐用町、めちゃくちゃな大打撃を受けました。激甚災害になったと思ひますけど、これらのゲリラ豪雨、本町にもいつ降ってくるかわかりません。この間も、久しぶりに雨が降りました。先が見えんほど降りましてびたっとやみましたが、あ



れが30分以上でも降れば我が町もどこかがおかしくなってんじゃないかな、思うのであります。これについて、本町でも各振興区に防災コーディネーターを配置したこともありますし、この本町に総務課主管に防災監みたいな方がおられます。ならば、他町の隣が大変だったねだけじゃなし、それらを踏まえて我が町は今後このゲリラ豪雨等に対し、どのような対策を立てたらいいかということ、恐らくされてると思ひまして町民の皆様にもどのようなことをされるか、具体的な施策を示唆していただきたいと思ひます。

最後の3点目、保育園の民営化についてでございますが、これはちょうど雑賀議員と質問内容もダブっておりました。それに輪をかけて再質問もさせていただきますけども、この保育園の民営化についてですが、過去の議会、去年の9月議会からこれについていろいろな一般質問もされておられますし、町長は町立保育園を一部民営化にしたいとも何回も答弁されておられます。それについて、ダブっておまして答えらんっていうならそれでいいですけども、雑賀議員に答えられた以外でも答えられることがありましたら、皆さんにわかるように話していただきたいと思ひます。

1つは、今どこまでこの話が進んでるのか伺いたたいと思ひます。2点目は、具体的にどのような事業所に指定管理として出されるのか問うということを行いました、この間、雑賀議員の答弁には、町内の社会福祉法人伯耆の国に指定管理にという話はございました。これはこれでいいとして、まだ第1点のどこまでということは、雑賀議員以上のことは出ないかと思ひますけども、ありましたら教えていただきたいと思ひます。

壇上からの質問は以上といたしまして、再度、発言席からさせていただきますと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしましてまいります。

まず、本町の高齢者施策についてでございます。議員御質問の日常生活圏ニーズ調査モデル事業は、高齢者や地域の課題を抽出するための調査手法と、その調査内容などの検証事業として、南部箕蚊屋広域連合が国から指定を受けて地域包括支援センターとともに取り組み、構成町村の民生委員さんには未回収分の回収について御協力をいただき、本年5月から7月にかけて取り組んだものであります。これは、地域ニーズや課題を把握するための調査項目や、表現の仕方、また調査手法が適切であったかどうかの検証するためのモデル事業であると言えます。当町での調査対象は、65歳以上の方3,371人ですが、そのうち870人を抽出して調査票を送付しました。回収率は98.4%とほとんどの方に御協力をいただいたこととなります。

調査項目を申し上げますと、家族や生活の状況、運動や閉じこもり、転倒予防、口腔、栄養、

物忘れ、日常生活の状況、社会参加の状況、健康状況の8テーマについて83項目の質問を行っております。本町の調査結果を問うとの御質問でございますが、予定としては9月上旬には国から集計ソフトに入力された結果が送付されるとのことでありましたが、残念ながらまだ届いていない状況でございます。国から集計ソフトが届き次第、南部箕蚊屋広域連合が地域包括支援センター圏域ごとに、さらに区域を分けてその地域の特色を分析いたします。

2番目に、調査に回答いただいた方で介護予防の必要な方へ個人結果アドバイス表を作成するという業務を予定しておりますので、よろしく申し上げます。なお、この分析は委託により行う予定としております。

次に、それによって今後の施策を問うとのことですけれども、先ほども申し上げましたように国から送られてきました集計ソフトにより分析を委託するわけでありますので、南部町の状況や対策についてはもうしばらく結果をお待ちいただきたいと思います。

次に、この調査と介護保険第5期計画の関係でありますけれども、本年、秋に国の基本方針の骨格案が提示される予定になっておりますが、今回連合が取り組んだニーズ調査結果はその参考資料となるものでございます。また、5期計画策定のためのサービス必要量などの分析のためのワークシートが来年配付される予定で、各保険者が実施した日常生活圏域ニーズ調査結果をワークシートに使用して推計や分析を行うことになっております。

また、事業を必要に応じて前倒しして実施してはどうかということですが、施設整備については前倒しで実施しても給付に影響が出るのは第5期計画になってからと推定されるため、必要となれば前倒しの実施も必要と考えております。また、5期計画においては高齢者を地域で支えていくための介護、医療、住まい、生活支援サービスなどを総合的に提供する地域包括ケアの取り組みが求められるため、介護保険以外の生活支援サービスや医療連携などを図っていく必要があると考えているところであります。

次に、災害対策についてであります。ここ数年、日本も含め全世界的に異常気象が発生しております。その影響により、ゲリラ豪雨が多数発生し各地で甚大な被害を受けております。幸いにも、本町においてはゲリラ豪雨による災害は発生しておりませんが、議員御指摘のとおりいつ発生するかわかりません。気象庁や各研究機関においても新しいタイプの気象レーダーの設置や造設、技術開発などが進められており、より早く国民の皆さんに情報伝達ができるよう日々図られつつあるところであります。

そのような中、町としては各機関から情報を収集し防災行政無線、町ホームページ、なんぶS ANチャンネルなどを利用し、各地域振興協議会や消防団とも連携をとりながら町民の皆さんに

情報提供をしていき、人命確保を最優先に対応していきたいと考えています。

具体的な取り組みを紹介しますと、一部地域が対象ですが、大水害により指定避難所の大国田園スクエアが浸水などにより使用できない場合には、NOK株式会社と鳥取ビブラコースティック株式会社の社屋の一部を一時的緊急避難所として借用できるように協定書を締結しました。

各地域振興協議会においては地域防災力の向上を目的に、防災コーディネーターを平成21年7月より配置しています。地域振興区内の各集落に出向き、災害図上訓練や消防通報指導訓練者による消火訓練などを行い、住民の自主防災への意識の向上に努めています。

また、各集落における集落防災計画の作成や自主防災組織の組織化に向けて準備を進めております。また、町においては、起こり得る状況の予測に基づき災害訓練を毎年実施し、迅速かつ的確な判断ができるよう訓練を行っております。しかしながら、突発的で局地的なゲリラ豪雨は予測が困難で、対応が難しいと考えます。町民の皆さんもテレビなどである程度の情報は入手できますけれども、警報などが発表されていなくても、裏山の斜面の状況には常に注意を払っていただくなど、日ごろから気にかけていただき、もしふだんとは異なる状況に気がつかれた場合には、直ちに回りの方々と安全な場所に避難するなど、早期避難が大変重要に思います。また、平成18年に全戸配布しました南部町防災マップを確認していただくなど、日ごろから危険箇所や避難場所、避難経路などを確認しておくことも重要だと思っております。皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、保育園の民営化でございます。どこまで話が進んでいるかにつきましては、雑賀議員の御質問にお答えしていますので、概要をお答えして答弁といたしたいと思っております。

指定管理先については、3月議会、6月議会においていろいろなところが考えられると申し上げてまいりました。事実、民間会社からの問い合わせもあったところでありますし、また、想定されるものとしては社会福祉法人、NPOや企業などがあるわけではありますけれども、皆様に安心してもらえる、ここなら大丈夫と言ってもらえるところを選定することが、一番大切なことと思っております。よい保育を行うためには、まず職員の身分がしっかりしていることと経営面の安定性、町民の皆様にとって身近にあり事業活動が見えることも重要なことでもあります。

6月議会において秦議員さんから御意見がありましたが、町内における社会福祉法人を考えてみたらと思うところでありまして、具体的には社会福祉法人伯耆の国を指名指定でお願いできたらと思うところでもあります。当然に指定管理においては審査会などの御意見をいただきながら行うこととなりますが、伯耆の国については次の面から皆様に御理解いただけるのではないかと考えております。現在、伯耆の国は保育園の運営経験はございません。しかしながら福祉職場とし

ての経験は豊富にあり、また、現在の非常勤保育士を受け入れることにより、経験を積んだ保育士などの確保を行うことができることから、十分な対応が可能と思われること。町内にある社会福祉法人で町が出捐した団体であり、職員の受け入れ先としても適当であると考えられ不安が少ないこと。また、町との連携もとりやすく、保育方針、内容についても町と共同して高めていくことが可能と思われること。現在もゆうらくを指定管理で受けており、良好な運営実績があることなどから、指名指定によりお願いできないかと思っているところです。

指定管理の実施時期につきましては、これから細部にわたっての検討もあり、関係各位の御意見をいただきながら合意形成を図りまして、遅くとも平成24年4月の開始に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点ずつ再質問させていただきたいと思います。確かに高齢者施策についてはまだ国から集計が来てませんので、答えられないってことで、それが答えられなきゃあすべてこれ何なりませんので、これは町長に、ほんならじかにお聞きしますけども、南部町として高齢者施策の中で今現在、何が足らなくて今後どのようなことをしてどのような施策で高齢者の住まいとか介護状態の人を守ろうとしておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。南部町における高齢者施策として、何が不足しておるのかということでもありますけれども、南部町は先輩方の長年の御努力によりまして、まず高齢者には欠かせない医療というものが西伯病院を中心にして確立をいたしております。したがって、これは非常に高齢社会を渡っていくのに強みだというように思っております。それからまた、施設としては特別養護老人ホームゆうらくを抱えておりますが、これは日本一の介護内容を誇っておる施設だというように自負をいたしております。そこで、ユニットケアという新しいケアの姿を全国に向けて情報発信をしておるといような状況でございます、そういう面では他の町村に比較して決して劣ることのない施策の基盤というものは整っているわけであります。ただ、介護保険の状況を見ますと、やっぱり在宅介護というものについてもうちちょっと力を入れていかないと、介護保険が持続的に発展していくことはなかなか難しいのではないかと、そういう課題に直面しているところであります。

そうしますと、どのようなことが考えられるかということですが、やっぱりこの施設の問題は、参酌標準などで限られている中で在宅介護をある程度進めて、住民の皆さん方の期待にこたえていくには、今、平成18年の介護保険法の改正でできました小規模多機能型のそういう

施設整備というようなことが必要ではないかと、このように思っております。

この小規模多機能の施設というのは在宅の扱いになるわけですが、25名の登録なさっている方を対象に、報酬も積み上げではなくて包括報酬で算定されます。訪問や通い、それから場合によっては泊まりといったことができる、そういう在宅を支える機能であります。

老人ホームにショートステイという制度があるわけですが、ショートステイ、いつもこれあいておればいいわけですが、あいていないときにはこれは困るわけです。例えば、親戚などに急に用事があって、おじいちゃん、おばあちゃんの介護をだれかにお願いせんといけんというようなときに、このような小規模多機能施設はそこに泊まるということもできるわけですから、こういう機能が今、南部町にはないわけですし、ぜひそういう機能は整備すべきであろうなというように思っております。そういう小回りのきいた在宅支援機能というものを整備すべきではないかと。

もう一つは、最近、認知症の高齢者の方が随分多くなりました。本当に身近でそういうお方を拝見することが多くなったわけです。やっぱり認知症の方はみずからの住まいする環境、あるいは状況の変化ということには非常についていけない、そういう機能が著しく損なわれるわけですから、同じようなメンバー、同じような環境の中で安定的にお過ごしになることがその症状の悪化をとどまらせるといいでしょうか、遅くするといいでしょうか、そういうことが経験的に報告されているわけですし、やっぱり認知症の方に対するグループホームというんでしょうか、そういう機能が南部町には今のところございません。したがって、今後の5期計画の中でこのたびの調査結果なども参考にしながら、そのような機能の充実を図っていくということが必要ではないかと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長が言われましたそのとおりだと思います。確かに施設が必要ですが、どうしても介護保険料の絡みがございまして、痛しかゆしですが、それにかわる在宅の部類に入る小規模多機能、また認知症のグループホームは施設に若干入るかもしれませんが、南部町としてはこれが欠けております。小規模多機能25名程度でございしますが、大体どこをどのような、例えばこういう法勝寺につくるとか、土地があつてつくるのか、それともこれから我が東西町でも空き家がだんだんとできてまいりました。この空き家対策として使われる可能性があるのか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。空き家を活用するというのは、これは一つのアイデアであります。

安上がりでそういう施策が実現できれば、これにこしたことはないわけですし、大いに検討すべきだろうというように思いますが、この事業を経営的にも成り立たせて持続的に続けていくためには、やっぱり一定の登録者、そういうものが必要であります。帰るように予定しておられたけど今夜泊まるわというようなことがあったときに、やっぱりそれを支えていく職員というものがきちんとないといけません。ですから、さっきちょっとおっしゃったですけど、ニュータウンでそういうことをちょっと思いつくというような単純なことには、私はならないのではないかとこのように思うわけです。大体、当面、中学校区に1カ所ぐらい、これでも南部町では新しいサービスですから、閑古鳥が鳴くような状況というのも起きるかもわかりません。ですからそういうことを想定しながら、様子を見ながら進めていくということだろうというように思います。それと、そういうサービスを使ってみて、いわゆる良質な公共サービスに出会ったときに、これは爆発的にこのサービスの利用というのは伸びるというように思うわけです。いいか悪いかということですね。やっぱりいいサービスをきちんとお届けするには、一定の規模、それから経営的にもきちんと成り立っていくような報酬算定、それをまた地域で支えていく町民や行政の支援といったようなことがトータルでなされないと、うまく機能しないのではないかと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 言われるとおりでございまして、それを地域でみんなで支えようと思えば、どうしても地域包括支援センターを中心とした今、今後24年の改正に大きな目玉になろうと思っておりますけども、地域の包括ケアシステムというのが大事になってこようと思っております。これは我が町には7つの振興区がございまして、それぞれ福祉部門も充実しております。これだどこの地域を包括ケアシステムの関連、リンク性をどのような方法で定めるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。地域包括支援センター、それぞれの連合の構成町村にあるわけですけども、そこでは専門性の高いケアマネージャーへの支援や、あるいは虐待だとかそういうことの相談体制や、整えているわけです。これは非常に専門性の高い職種の職員で構成をされておって、頼りになる組織だというように思っておりますが、地域振興区7つありますけれども、ここにそれぞれそういう機能があれば一番いいかもわかりませんが、やっぱり振興区の福祉部門は情報収集といいたまいますか、それをきめ細かく情報を収集して、あんまり編集はしないで基本的にはそのままの姿で、正しい姿を地域包括支援センターの方にお伝えすると。そして地域

包括支援センターの指導や指示のもと、協力をして地域住民の皆さん方の福祉を一緒に支えていくというようなことではないかと。地域振興協議会は確かにそういう意味では期待はされるわけなんですけれども、そこにすべての機能を持たせるということにはこれはならないわけですし、やっぱり地域住民の皆さん方の状況の変化やそういうことを通じて、きめ細かい情報収集などによって、包括的に地域住民の皆さんを支えていくという、そういうスタイルが一番理想的ではないかというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この地域振興区、これ小学校単位ですね、主に。一番よく周りが見えます。これと地域福祉、地域医療とリンクすれば、この南部町がもっとこの地域はみんなで守られるというようなシステムが私は可能だと思います。これにはどうしても地域包括支援センターの今のままであれば、地域包括センターの職員は大変多忙でございまして、いろんな業務があります。これをちょっと精査せないけんやな状態ですけども、地域福祉を充実していくためには、僕はすごい力になると思いますので、これをぜひとも、要は連携してほしいということなんです、をお願いしたいと思います。

介護保険、確かに参酌標準を、もうこれ国が取っ払うような方針ですけど、取っ払ってもいいですけど取っ払ったらどうしても保険料にはね返っていくことが一番心配でございまして、あんまりここは言いたくないですけども、今、町長が言われました、我が町には西伯病院という大きな医療関係のサービスというか、もとがあります。そこで1つ欠けてるのが、その中間施設である老健なんですね。これは開設者である町長の意向も大事ですし、病院の管理者等もどのような考えを持っておるか大事な問題になってくると思う。なぜならば、20床のたしか介護療養型ベッドがあったと思います。国の制度でこれが右往左往しておりますけども、これは何かの方向で在宅に結びつけるために必要にせにゃいけんと思いますけども、何か案がもし持っておられるならば、お聞かせ願いたいと思いますけども。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。今の介護療養の20床の病床でございますけども、今、院内ですぐにどうこうするということは、検討はいたしておりません。ただ、国の方向で介護療養病床をなくするという方向性は出てるわけでございますけども、将来にわたってはそういう希望をされる方が非常に多くなると。したがって、高齢者の医療難民が出ると言われてるのはそのところでございまして、国の方向性は出てても法律事項ではございますので、すぐに改めるということはないとは思いますが、地域にとってその病床が一

番大事な役割を果たすと。そしてその部分が不足していると。そして行政視察等でも見学させていただきましたけども、保健、医療、福祉、きちとうまくいってる綾川町ですか、町も病院も見せていただきましたけども、やっぱり今、議員おっしゃいますように、連携が非常に大事で、老健等も病院とそこにお帰しして病状が悪くなったりいろいろすれば、また病院に帰っていただくと。在宅医療も同じでございまして、きちっと訪問診療等もいたしてきちっとフォローをしないと、帰したら症状は悪くなられるケースが非常に多いというふうに聞いておりました、本当に連携が必要だと思っております、まだ病床をどうこうすることは検討しておりませんが、非常に病院がこれから果たす役割は非常に大きくなるというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 設立者である町長はどのような考えを持っておられますか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。介護療養病床は基本的に南部町の西伯病院の場合はいい状況で、療養環境もすぐれておっていいわけですがけれども、全国的に見れば、いわゆる押し込みといましようか、雑居アパートみたいなような状況がたくさんあって、これを廃止をしていこうというのが大きな流れであります。

ただ、管理者もおっしゃったように、南部町にあってはこれから本当に介護の療養ベッド、要はベッドが必要だということでもあります。そうかといって一方ではそういう国の方針があるわけですから、私はさっきお答えしましたように、やっぱり小規模多機能だとか、地域でやっぱり在宅を支えていくような機能というのが従来弱いところでありまして、そういう支えをしていく。それから、今まで以上に医療との連携をとっていただいて、入院をすればいつごろ退院になるんだというようなことを想定して、あらかじめそこに備えた在宅施策をケアプランで組んでいくというようなことを前から言っておりますけども、なかなかできんわけですがけれども、そういうことをもう一度本当に本気になってやらんと、病院も機能発揮ができないし、それから利用者の方にとってもなかなか行き届いたサービスということにもならないしというふうに思っております。

答えにならんかもわかりませんが、そういう2つのはざまの中で、はっきりやめなさいとか老健に切りかえなさいとか、そういうことがアドバイスできない。現場の状況にある程度御判断をゆだねておるという状況であります。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かにこの20床のベッドがあるということだけで、すごい我が町は助かっております。で、これでケアプラン立てて在宅に戻せば一番いいんですけども、やっ



ぱり急性期から、また慢性期から在宅に戻したときのフォローが大変なんですね。で、西伯病院が出てもいいんですけど、周りのお医者さんと絡むのがございまして、ならばやっぱりベッドを活用するために、療養型より老健の方が介護報酬は点数が少なくて済むので、そういうことも考えて、少しまた進めていただきたいと思います。

また、町長が読まれました認知症対策でグループホームは必要だと言われました。ぜひとも我が町にはグループホームがございませぬ。これはぜひともしていただきたいと思います。次に進みたいと思います。

このゲリラ対策でございますが、これ、中央大学の理工学部の山田先生という方がマスメディアというか、マスコミでこれは言っておられました。この突発的な豪雨が多発する中で正確な観測と予測どおりにいかに水害を防ぐかが重要になってくると。要はいかに水害を防ぐことが重要になってきますけども、現在の国交省の河川計画は台風や前線による大規模な雨を対象にしているため範囲が非常に狭く、短時間に多量の雨が降るゲリラ豪雨は新しいタイプとして計画の中に入っていない。要は国交省の中にこういう計画はないらしいです。それを各市町村にこれを振ってもらったって大変迷惑な話ですけど、実際に住民が本当に困る。我が町としては人命救助が第一、これは当然であります。そのとおりでぜひともやっていただきたいと思いますけども、担当課にか、町長か副町長でもいいですが、知っておられるかどうかは知りませんが、国交省はこのゲリラ対策に対して助成をしてくるところがあるんです、助成項目が。それは調整池、ため池ですね、これにため池貯水量をふやす地方自治体の支援をする、強化する方針を固め、国の補助要件を緩和し、来年度予算に概算要求に盛り込みましたっていう情報が私のところに入りまして、もしも、僕の経験では、例えば東西町のあっこにどばっとたくさん降ったら、一番、めにこくの境部落なんです。で、南部町にはそういうところがありゃせんかなと思ってますけど、そういうため池等にかさ上げすれば直るかもしれんけども、該当するところがあるでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。調整池が可能かという御質問でございますけども、なかなか、あ、ここに調整池をつくったら災害が、被害が少なくなるなというようなところがちょっと心当たりがございませぬので、そういった視点でまた見直したいというふうに、今、思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これを総じて今ごろこれが21世紀型投資だそうです。今までとちょっと違うやな投資だということですので、今までの例で例えば大水害というか、大きな雨が

降ったとき一番よう浸水するのがこの法勝寺地域と境部落なんですね。ほんなら具体的にいきますけど、それらの施策は、対策はどのように考えておられますか、されておられますか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。今おっしゃられた法勝寺地内と境の東光寺の方です。そこが特に境の東光寺が一番水害が起きやすいということになっております。法勝寺の方はさほどの被害はございませんけども、境地内におきましては、今、国交省の方がポンプをつけて常設をして、そこで排水をする。それからもう一方、県の方としても移動のポンプ車で増水対応をするというようなことを現実的にやっておるところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 僕も境部落の浸水状況を1回見に行きましたけど、大変ですね。法勝寺川は水位が上がってくるわ、うちげの団地から鉄砲水が出るわ、行き場を失った水があっこの部落をばあとなめちゃったんですね。ポンプ車がいっぱい来てやりよったですけども、これを根本的に直す方法ってあるのかなと思ったりして、ちょうどあそこ180号バイパスができて、今、工事しよりますが、あれらの関連で何とかならんのかなと思ってますけども、ならんでしょうかな。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。境の問題でございませうけれども、今言われましたように県道の改良工事を今、地元と説明会もして、基本的に部落の方も推進をしてほしいということで確認をいただいております。

ただ、その中でやっぱり以前から水害の問題が実はあるわけでありまして、直接、東光寺の関係者の方とも、この道路改良にあわせてその辺の抜本的な、ま、抜本的な解消ということになりませうけれども、できるだけの方策はないのか、方法はないのかということで検討をしております。

今、具体的に言いますと、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、この前の水害が発生したときのあれだけの状況を解消する方法として県の方で排水ポンプを購入をさせていただきました。で、そういう事態にはいち早く対応していただくというような話で今、地元と話をしておる状況でございます。幾ら想定してもどういう、さっきありました豪雨でどれだけの雨量が降るかということですから、それで完全的な解決ということにはそれはならない問題もあるかというふうに思いますけれども、今の対応でいけば当面のそういう水害には対応できる。また、状況によっては国交省の方も排水ポンプを配備しておるとございませうし、また

そういう状況に応じてさらに必要だということになれば、また町の方も災害本部の方でも東光寺の水害問題というのは防災計画の中にも位置づけていきますので、必要な対応をまた町の方でも上乘せで対応していくというようなことで、今、考えておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

具体的に一応、地名をいって言いましたけど、もう1点、これは各担当課が関係あるところに答えてもらやいいですけど、つい最近では日南町がひどい水害がありました。去年でしたか、佐用町がひどく、すごくやられました。

ついこないだは下関、山口県ですね、厳しいことになっております。これを見て、我が町ではこれらのときにはどうしたらいいのかというような会議とか検討会が、机上でもいいですけども、されたでしょうかどうでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。すべての課を集めてそういう話し合いをしたのかということでございますが、それはしておりません。ですが一応、7月の16日に豪雨がございました、日南町の方で。その災害対応の検証結果というものが9月の6日に来ております。これを受けてそういう会を持とうかなと思ったところございまして、まだ持っておりません。

その中で、検証結果でございますけども、課題、問題点ということで3点ほどございます。土砂災害警報情報が住民に十分に認定されておらず、その情報が意味する危険性の理解も十分でないということが1点でございます。その情報の発表が迅速に住民に伝達されず避難勧告等も発令されていないという点が2点でございます。それから、3点目が避難勧告等の発令基準が作成されていないというようなことがございます。こういった課題がございますので、それを解決するために検討をしたいというふうに考えております。（発言する者あり）大雨の防災訓練はしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、日南町の豪雨の7月のが9月に結果を見てから担当課にすると言われましたけど、2カ月あるんですね。やっぱり何かのいろんな情報を入れて我が町で云々ということをしてぜひとも今後はしていただきたいと要望しておきます。

で、次に移りますが、保育園の問題です。これは雑賀議員のとき大分煮詰まっております、去年の9月議会からことしの9月議会まで毎回この問題が出ておりまして、町民はきょうはっき

り園の名前も出ました。2園が民営化になるんだなということはもう認識されてると思いますけども、保護者にはまだだと思いますけども、一番、このちょうどいい機会です。このSANチャンネルを通じて民営化した場合、まず保護者にどのようなことを訴えられるのか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。細田議員さんの御質問で、民営化した場合に保護者の方にまず何を訴えるのかということでございますが、これは先ほど町長が答弁、前回もしておりますが、まず保育園の運営の関係での問題が1点あります。保育園の運営上、やはりよい保育をしていくために、まず保育士の身分の安定ということが1つあると。それから、多様なニーズに対応していくためにもそういう民営化の中での対応、柔軟な対応がしていけるということをお話ししようと思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これはちょっと具体的に、ほんなら担当課長に伺いますけども、去年の21年9月議会に仲田議員がこの件に質問されました。そんときの答弁は、正職員による直営施設について困難であると。非常勤職員を民間法人で雇い上げ、延長保育、休日保育など多様な保育を展開すると町長は答弁しております。12月議会、去年の。亀尾議員の質問にも町長は多様なニーズにこたえるため、模索として民営化を検討すると言っておられます。これに対して十分に時間をかけて慎重に進めることが必要であるとも言っております。職員の処遇改善により、よい保育の取り組みを進めていきます。12月議会に町長は答弁しております。ことしの3月議会、雑賀議員のとき、官と民との役割分担や責任の確保、効率性、サービスの提供などから民間の力の活用を検討すると。西伯、会見での2園を指定管理により民営化したらどうかと検討していると。運営先は今後検討すると。円滑な保育園の運営のために職員の身分の安定を図ることは急務であると。6月議会にはコスト面での考えのあるべきではないかということで指定管理については、これ、秦議員に対する答えですが、町内に社会福祉法人があるのだからそこに指定管理を考えてもよいではないかということは、これは秦議員が言われ、このように21年9月からことしの6月議会までずっと質問が出ておりました。町長がこのようにずっと答弁しております。担当課としてどのようなことを今までやっておられましたでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 私も4月からかわったわけでございますが、担当課として進め

るということになりますと、その資料の収集とかあるいは裏づけということになると思います。最初の中で今の非常勤職員をどうやって身分を安定していくかということになりまして、そういう民間の法人への雇い上げというようなことを提案しとったわけですけども、提案先については先ほど話もありましたが、そういう民間の企業の方もあるという話はあったわけですけども、具体的にまず議会の方にもそういう格好で説明しておりませんし、今、6月の議会後、具体的に進めている中で秦議員さんの方から質問ありましたが、例えば民間の社会福祉法人という中で考えること、その中でその法人にどういうことが対象の中でやっていく必要があるかというようなことを内容を確認しながら進めているところでございます。

確かに皆様方に保育園の保護者の方、そういう方には具体的にまだ説明をいたしておりませんし、ただ、非常勤職員の方にはこういう事態があるということは御説明申し上げまして、それに対する御意見も聞く機会を持ったところでございます。

これから今回、議会の方でお話を申し上げましたので、それにつきまして保護者の方にも説明しながら、これからの取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 課長、新しく4月にかわられましたばかりですね、そういえば。これは引き継ぎはなかったですか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 引き継ぎは当然いただいております。民営化を進めるということを引き継ぎを受けておまして、職員の身分の関係がこういう事態が生じてるということを引き継ぎを受けて、今後、今の2園の方向になっておりますので、その中で進めていくということは聞いております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この町長答弁によりますと、これを24年の4月をめどにするって言われました。非常勤職員はたしか来年の4月で半年の任期、切れると違いましたでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど細田議員さん言われましたように、23年4月をもって任期が切れる職員が24名ございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 雑賀議員とのやりとりで、ちょっと続けますわ。条例上、何か2回もできんだって。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 11 時 47 分休憩

---

午前 11 時 47 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） もうこれでやめたいと思います。これを最後に。あ、職員の話だった。職員、たしか条例上で 23 年 4 月でだめになっちゃうと。職員の処遇と、そしたら保育園が成り立っていかんと思いますけども、条例改正を 1 年間延ばすということをされますか。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 保育所の民間委託の時期の問題でございます。確かに答弁でも 24 年の 4 月に遅くともということで申し上げておるところでございます。この問題については、細田議員さんが言われますように、ちょっと取り組みが停滞をしておったということは事実だというふうに思います。お断りをしたいというふうに思いますけれども、そういう状況の中で、今いろいろと細部について詰めておるわけでありましてけれども、ゆうらくで今お願いをするということで協議もしていただいて、ゆうらくの理事会の方でもそういった事業展開をしてはというような確認が今なされておるといような状況もございまして、23 年の 4 月ということになりますと、まだいろいろ募集の時期も参りますし、その募集の時期に詳細なことが明確にならない中で募集というようにもまた混乱が起きるといようなこともございまして、24 年の 4 月を遅くともということになると当然身分のことが出てまいります。で、民間への移行期間ということを 1 年間かけてやるという考え方で、場合によっては条例の改正をお願いするといようなことにもなるのではないかと今考えておりますので、また議会にその辺の詳細については御説明をしながら御理解をいただきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 最後の質問します。議会で要は去年のことで 1 年かけてこういうことを答弁されて、住民は民営化になるんだらうな、それで職員にも話されました。職員もいろいろと話されてあると思う。一番大事な保護者との話がまだということ。この保護者との話、一番もとなんです。これは今後いつされるか教えていただきたい。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今回、今議会で今2園の方針もお話をしましたので、これから速やかにしたいと考えております。これから保護者の方にいろんな意見を聞きながら指定管理の関係についての条件の関係とかそういうことを聞きながら、これからの保育園の保育方針とかそういうとこに沿いながら進めていきたいと考えております。

9月中には第1回の保護者会の説明を役員さんの方に最初はさせていただくことになると思いますが、それから順次必要に応じて保育園の方で説明していきたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも議会で1年かけてこういうことを言っておられますので、トップの町長がそのように答弁されたからには、担当課としては、私はもっと速やかに動くべきじゃないかな。ちょうどそのときたまたま課長さんがかわられたというアクシデントもありましたけども、私はそれを統括するのは副町長さんじゃないかと思えますけども、今、断りがございましたけども、再度、最後、統括できちっと締めていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 最後、締めということですが、お断りしかないのではないかなというふうに思います。確かに今、職員も異動があったりというやなことでもなかなか十分な引き継ぎというやなことちょっとなかったのかなという感じを受けております。日ごろからやっぱりこの議会での町長の答弁、これは答弁で終わりではないと。やっぱりその後どういった内容が町長の気持ちの中で言われたか、それについて即対応する、そういったことが責務だというやなこと日ごろもしておるところでございますので、こういったようなことが今後ないように十分把握をしながら指導をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第4 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

1 1日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議員各位に議長からお願いいたします。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

質疑に当たりましてはページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

議案第54号、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点か聞きますので、よろしくお願いします。

全協の場合は1回1回できるんですけども、本会議は2回まででしたが、議長。ですからまとめて何点か質問しますので、よろしくお願いします。

まず、私この報告書、21年度決算の資料に基づいてそのページの中で見開いてお聞きしますので、よろしくお願いします。

最初ですけども、実は当初予算と21年度の当初予算に上がったのと見比べながら調べて聞くんですけども、まず最初に、当初予算で上がったのは、公用車の管理非常勤の報酬が246万上がってるんですけども……（発言する者あり）いや、それでこれで見ると、ないです。どういふぐあいになってるんだろかなと思って。それから、この予算の補正予算ずっと繰ってみるけど減額にもなってないんで、そのことはどうなのかということ、まず1つお聞きします。

それから、次が99ページ、この説明書の。総合窓口推進事業ということでいわゆる双方向で法勝寺庁舎、天萬庁舎でテレビですか、画面で双方向で出るということであって、それが設置されたんですけども、その効果というんですか、利用がどれだけあったのかということがつかんでおられたらお聞きするんですけども、よろしくお願いします。

次に、111ページの防災コーディネーターが7つの地域振興協議会の方へ派遣というか、置かれたんですね。これは国のふるさと雇用再生特別交付金というのから全額出て、置くということで。これ3年間では多分22年度だったかな、が最終だと思うんですよ。それでこの中で当時も私、いろいろ聞いて討論もしたんですけども、議論もしたんですが、この要綱というのが規則の中に町がやってはいけないと。町のほかの団体ですね、そこが設置するという。しかも継続性だということがうたわれてるんですよ、継続をするということ。終了が間近なんです、



これは将来どうされるのかという、どういう構想を持っておられるのかということをお聞きしますので、これもよろしくお願ひします。

それから、合併5周年の中で予算が上がっておりまして、ページが今度はさっき111言ったんですけど、100ページなんですけども、限定専用パッケージ、いわゆるグリコカレーですね、これが総数が1万でしたかやるんで、その中で明細が出てますね、つくったうちの利用が。わずかなことなんですけど、計算すると20個が合わないんですよ。金額にすれば3,000円ですけども、この所在がどうなったのかなということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

それからあわせて、柿の種とばしがこれも5周年の合併記念ということで、去年は宝塚でやられるということで、ことしもまた予算で上がってるようなんですけども、これは位置づけとして合併の記念事業ということではなくて、今後もずっとこういう形でやられるのかどうなのかということ、この点についてお聞きします。それから、やられて評価が上がってますが、これがもっと詳しくどういうぐあいにプラスになったかということはお聞きしたい、このことを申し上げます。

それから、122ページ、いわゆる税の徴収補助員の報酬が194万7,000円上がってますね。それで私、この決算書見ますと、徴収率が去年と大きくふえたというぐあいにあんまり感じられないんですよ。これがここを見ますと、税に対する認識が上がったっていうようなことを書いておられますけど、それは今までもやられていたことなんで、つまり人的配置するということになれば、費用対効果といいますか、それからすれば徴収率ももっと上がるべきじゃないかと思うんですけども、そこら辺についてどういうぐあいに評価、あるいはされてるのかということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

それから、次にずっと飛ぶんですけども、553ページに文化財発掘調査作業員で、当初は3,737万上がってたんですけど、決算で見ますと171万3,000円ですか、それでこれはなかなか土地の購入とかそういうことが難しかったんで、非常に困難な事業だったということが書いてあるんですが、それであくまでもこれ、調査ですから、その結果どういうぐあいに、調査の結果どういうぐあいになって、本調査をやる、トレンチだと思っんですけども、本調査をやる必要があるのか、あるいはそこに値しなくてこれで終わるのかということをお聞きしたいので、それが総括がしてあればお聞きしたいのでよろしくお願ひします。

それからもう1点、これ、私の個人として、みんな個人で聞くんなんですけども、きのう実は雑賀議員が地デジのことで質問されたんで、それでSANチャンネルに加入してると、それが切りかえになっても、アナログからだったんですけども、多チャンネル契約の方はそれはいいと思うん

ですけど、再送信、いわゆる月525円の加入者、これについてもそのままの状況で見れる、地デジ対応が可能なのかということ、この点も追加でお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、防災コーディネーターのお尋ねからお答えいたします。

議員が平成22年を終了年というふうにおっしゃいましたけども、これは平成21年から21、22、23の3年間の事業でございます。ふるさと雇用で継続性をもって3年間ということでございます。具体的には、現在2年目を迎えておりますので、今年度中に各それぞれの担当区域の集落に自主防災組織を立ち上げるということを中心に業務を行っております。そのほかにも行っておりますが、23年が最終年でございますので、最終年については、その自主防災組織の具体的な訓練、いろいろなケースを想定した訓練を実施する体制を各集落に整えるということ、そしてこれは防災コーディネーターが3年後終了しましても、各集落ともそれを継続していただけるような形を整えたいということでございます。23年で防災コーディネーターはその任期が終わりますが、希望があればやはり3年間の経験、協議会にかかわった経験がありますので、希望をされれば協議会の職員として引き続き協議会の方に、業務に携わっていただくということも考えておるところでございます。

それから、柿の種吹きとばし大会、宝塚での大会でございますけども、昨年5周年を契機に、これは宝塚で行ったものでございます。行った結果でございますが、非常に当地で好評でございまして、ことしもぜひということも宝塚の執行部、それから議会の方からもございました。ことしも継続させてもらいたいということも双方がそれぞれ希望がなかった。

今後につきましては、宝塚でこういうイベントを開催しますことで、一つの町を売り込む拠点というふうな、関西地方で拠点というふうな位置づけて、今後は物産ですとか、それから逆にこちらから物を出すばかりではなくて、宝塚の方からも入り込み客をふやしていくと。もちろん宝塚ばかりではございません。関西エリアということで、将来的には大きくとらえたいと思っておりますけども、そういう効果を期待しております。ちなみに宝塚市におかれましては、もう随分前から緑水園の対岸にございます森の学校という施設を利用して、子供さんたちがたくさん、毎年林間学校というような形で本町にいらしてござっております。

それから地デジであります。昨日、雑賀議員の御質問の中でお答えしましたとおり、再送信のお方も見れます。テレビがアナログでも見れますということで御理解くださいませ。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。公用車の関係でございます。公用車運行事業というような形で、当初は上げてたと思いますが、職員配置ができました関係で、すべて落としております。それが3月補正なのか専決なのか、ちょっと今そこは確認をしているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。双方向テレビの効果ということでお答えいたします。

テレビにつきましては、町民生活課の法勝寺庁舎の窓口、それから天萬庁舎の窓口、あと健康福祉課の方に設置しております、その3者が双方向で話ができるという格好になっております。使われてる状態でございますけども、非常に利用がちょっと低い状態でございます。わけといたしますか、理由として一番想定しておりましたのは、住民の方が来られたときに、直接に疑問点を文章なんかしてあるものがありますので、その担当の人と話をしてもらおうという想定をしておりましたが、非常に恥ずかしがられたりして、なかなかそれを使われない、使いたくないということがあって、職員の方に電話で確認してほしいというような形でなかなか使っていただけない。あるいは場所の設置の問題がございまして、現在は窓口の方に置いとるわけでございますが、やはり電話と違ましてちょっと声が外に聞こえやすいということもあまして、プライバシーの面ということで、相談業務、なかなか使いにくいということがあってるようでございます。今、天萬庁舎の改修を行っておりますので、改修した後は天萬庁舎の方、総合窓口という形になりますので、ちょっと検討しながら使いやすいようにしていきたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど公用車の管理非常勤報酬のお話をいたしました。総務費の総務管理費、一般管理費の中に公用車管理非常勤報酬というものを204万6,000円を組んでおりましたが、3月補正で減額補正をしております。資料が届きましたので御報告をさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。資料の方の553ページの方、試掘調査の関係でございますけども、国道180バイパスに伴います試掘調査を行っております。清水川地内で3本のトレンチ、それから三崎地内で3本、いずれも水田になります。境地内で9本の試掘調査を行っております。この結果、本調査につきまして、ちょっと面積がまだはっきり確定をしております。

せんけども、清水川、境地内での本調査が必要になつるとのことでございます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。徴収補助員の効果でございますが、資料の123ページを見ていただきますと、滞納の徴収率の推移をグラフにあらわしたものがございます。町民税では、平成20年度27.1%が21年度に26.9%、軽自が24.8%から25%、固定が13.9%から14.6%というぐあいな推移になっております。額はその次のページの124ページに記載してありまして、町民税が平成21年度629万1,242円、固定資産税が646万6,885円、軽自動車が43万285円、国民健康保険税が1,237万3,015円となっております。125ページに、中段のあたり書いてございますが、滞納分の総徴収額は2,542万6,000円でございます。前年度より515万9,000円の増額で、25.4%の増となっておりますので御報告申し上げます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。5周年記念の件でグリコのパッケージ、記念パッケージのカレーのことをお尋ねでございましたが、1万20個というふうになっておりますのは、これはカレーが一つの段ボール箱に60個収納でございまして、箱で60個ずつ詰めたものを工場出荷ということでございます関係で、20個のはしたになったわけでございます。60個単位ということで20個ふえたということで御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきますので、先ほどについても一度また聞きますので、よろしく申し上げます。

先ほど、防災コーディネーターのところを私は22年、勘違いしておるのは23年で終了ということに言われて、そのとおりだと思いますけど、そこで聞くんですけどね、これつまり終了、23年が終わったら、先ほど課長の答弁では、希望があれば協議会の方に残って職員としてのごとをされるというぐあいな説明だったと思うんですよ。私は、これは私の認識では例えていうと、防災コーディネーターというのは、やっぱり当時あったですが、県の方へ行っているいろいろ研さんを深めて、専門的にするんだということがあったんですけども、そうするとこの事業は、これは継続はしないということになるわけですか、希望されんと、変わるということは。その点がどうなのかということと、それと希望されて振興協議会の方で続けて仕事をしたいということであれば、それは積極的に取り上げてやられるのか、あるいは、もしそういうことに積極的にとられてやら

れるということになると、人員がふえるというぐあいに私は単純にそういうぐあいに思うんですよ。そうすると、かわりにされるんならいいんだけど、ふえるということになると、報酬も当然人件費がふえるわけなんですけど、そこら辺についてどういうぐあいに考えておられるのかということをもう一度聞くんです。

それから、ちょっと飛びますね。文化財の方で、本調査を清水川と境の方でやるということなんですけれども、これは今年度にそういう調査にかかれるのかどうなのかということのを再度お聞きしますので、よろしくお願ひします。

それから徴収員の補助員のこと、費用対効果のことで聞いたんです。確かにプラス・マイナスすれば、プラスな面があるんだけど、しかしグラフがちょっと小さいんで、なんですけども、これはこういう形でそれでいいのかなのか、それと徴収員を置いたんだけど、依然として滞納分が残ってるということは、反映すれば、それだけやっぱり暮らしが困窮しているということも十分考えなければいけないと思うんですけど、以前あったんですけど、いわゆる何ですか、競売に出すというようなことをやられたんですけど、これは私はずるでやっておられたら別の面もあるかもしれんけど、本当に生活困窮者があるなら、そこまでやる必要があるのかと思うんですけど、これは町長が恐らく裁量権持っておられる、町長に聞くんですけど、どういうことをどういうぐあいに思っておられるのかを聞きます。

それから柿の種とばし、これ課長の方から説明を受けたんですが、いわゆる関西地域の方の拠点にするということ、つまり交流ですね、お互いのやりとりするということの拠点としてここを設けるということで、それはわかったんですが、この柿の種とばしは、ずっと継続していく考えでお持ちなのかということのを、再度あわせてお聞きします。

それから、前後して申しわけないで、町民課長の方からいわゆる窓口のこれは利用は低いということだったんですけども、確かに地域の全体のことの相談とかそういうことに聞きにこられればなんですけども、個人的に、例えば私の個人的な相談事に来たなら、オープンなところでやるよりも、やはり相談室とかそういうところに、そんな大きな部屋はなくてもいいと思うんですけど、やっぱりそういうぐあいな配慮をすべきだと思うんですけども、そこら辺の考えはどうなんでしょうということのを再度お聞きしますのでよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、防災コーディネーターの件について再度の質問にお答えいたします。

防災の活動といいますのは、これはコーディネーターがその期間を終わりましたも、協議会の

方で当然継続していくということでございます。現に現在もコーディネーターとそれから協議会の総務企画部が中心になって、さまざまな防災の活動を検討し、実施もしております。人員がというようなお話もありましたけども、コーディネーターを3年間投入するというその大きな目的は、各集落に自主防災組織ができてなくて、あるところもありますけど、できてなくてかつ、その自主防災組織の活動が実際に何をしたいかというようなことが十分計画もないという状況で、そこをつくり上げるためにはやはり専任のコーディネーターという存在が必要であるということでもあります。

再度申し上げます。3年間終了した後は、協議会の方でその防災の活動を引き続き継続してやっていくのとあわせて、これは町の防災の部署の方が所管することでございますけども、町の方も一緒になってやっていくということでございます。

続きまして、柿の種とばし大会についてのお尋ねでございますけども、本町の富有柿は西日本有数の産地であります。もっともっと知名度も上げたいと思いますし、産業振興、それから町のイメージそういうものも含めましてアピールをすることが重要と考えておりますので、今後とも継続していくという考えでおります。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。総合窓口推進事業でございますが、庁舎管理の視点、観点からお話をさせていただきます。今、天萬庁舎改修をかけております。完成しますと、個室といいますか、部屋の中に入れるように計画をしております。それから法勝寺庁舎は相談室がございます。今、少し整理をせんといけんですけども、そういったところにも設置をする。それからすこやかにもございます。これも相談室がございますので、そういったところで設置をいたしまして、プライバシーに配慮をするという考えでございます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。試掘に伴います本調査をいつするかということでございますけれども、現在町の方で直接本調査をする体制がとれておりませんので、米子市の文化財団の方にすべて委託をしております。今年度かかっているところがありますので御報告しておきます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。競売につきましては、前段といたしまして、徴収に行きまして、いろいろと応じていただきます。分納に応じていただける方は分納誓約に基づきまして納付をいただきますし、それ以外の方で何も御連絡がない場合には、預金調査など、

財産の調査をいたしまして、差し押さえの執行をしておるところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まず、平成21年度の決算書の白い方のものでお聞きいたします。

まず、10ページの歳入の町税でございます。収入未済額が7,518万8,293円、この主な原因とそれから今後に対する対応ですね、それと同じく歳出で62ページの2款の予防費で476万3,152円不用額となっております。これの主な原因をお聞きいたします。

それともう一つ、事業報告書の75ページの地域振興交付金事業であります。115万8,320円の見ますと、増額理由に支援交付金に事務所コピー代を追加したことによるということでございますが、交付金で私と考えますには、これは地域振興協議会の中で支出するべきというものと考えますがいかがでしょうか、お答え願います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。62ページの予防費の不用額についてでございますが、定期予防接種の不用額が135万と新型インフルエンザの予防接種料の不用額が296万2,000円生じております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの収入未済額の主な原因ということでございますが、支払いが一度にできない方がございまして、分納によって今、納めていただいております。未済額が発生しているという状況でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長。75ページの地域振興交付金事業でございます。これは、主な増額の理由は支援交付金に事務所コピー代を追加したことにあるということですが、コピー機でございます。コピー機の借り上げ料を町が支出しておりましたものを振興協議会の方から払っていただくということで、その部分を交付金に加えたということでございます。もとは同じなんですけども、支払いのそれもコピー機の借り上げ料を交付金にのせたと。それまでは町が払う。ちょっとこの書き方がわかりにくいようで、申しわけありませんでした。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続いて、議案第55号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第56号、平成21年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第57号、平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） お聞きします。ここにいわゆるこの貸付金の住宅部分、それから宅地部分の貸付金の回収ですね、これについてあるんですけども、監査の方からの意見書の中の数値編を見ますと、ここで現年度分をほかの分の徴収から見ると、ほかの科目のを見ると、非常に低いわけですね。それから過去、いわゆる過年度の分を見ますと、ほとんど本当に低い状況であるんですよ。ここで私以前にこの住宅貸し付けの分の資料をいただいたんです。年度ごとに返還の状況というものは推移もあわせてあるんですよ。

その中でずっと以前から、昭和60年からずっと載ってまして、それで16年、いわゆる新町になってから、南部町になってから1本になったんですけども、それまでは会見と西伯の分をプラスして載ったんですよ。それをずっと推移を見ますと、21年、これがいわゆる未収額の分の、滞納分ですね、を見ると収入率が1.9%という推移状況が、予測ですね、出てるんですよ。そうするとことしがこれを見ますと、21年の決算を見ると、1.9%なんですね。ぴたと合うわけなんですよ。それを見ますと将来的にこれどういうぐあいになるんだろうかなということに非常に心配するわけなんですよ。

今までも何回も討論の中で言ったんですけど、国の施策で基づいたんで、これ末端というか、町村に合わせりゃ大変なことになると、国が面倒を見るべきだということなんですけど、それはそれとして、私はそういう意見を持っているんですけど、それはそれとして、これを見ますと改めて、平成33年度で償還が終了するというぐあいにここに書いてあるんです。その数字でその後は、利子は5年ということであるんですが、一つ、ここで最終的に聞くんですけど結論として、こういうずっと状況になって、一体始末はどういうぐあいに付けられようとするのかということ、非常に難しいことだと思うんですけども、こういう低い状況でいって、いつまでも町の方が背負わされているということ、先ほども滞納の税のことで言ったんですけども、差し押さえ、競売ということ、これは非常にひど過ぎるんですけども、そういうことをできるだけいうか、阻害してやるには一体どういう方策を持っておられるのかということを一応聞きたいんですが、ど



うでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。どういった方策を持っているのかということでございます。大変答えにくいところがあるんですけども、昨年度受けました国からの補助金というのがあります。この中には回収が不能となったものの4分の3の補助金を受けております。これから先、資金を借りておられる方々が未償還のまま亡くなられるとか、連帯保証人もいない、相続人もいないということになった場合には、この国の補助金が受けられるというふうに思っておりますけれども、これがどれだけ受けられるかというのはちょっと私も、この現段階ではお答えできないと思います。

それから、平成33年で償還が終了するというのは、借りております起債の償還が終了することになります。起債の償還が終了した場合でもまだ未消化のものがあれば、これは特別会計として回収事務がありますので、特別会計が残っていく形になると思います。それで何とか借りていただいた金額ですので、お返し願いたいという収納の事務を続けていかざるを得ないと思っています。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。あ、ちょっとお待ちください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。住資の問題は、非常にこれは全国的な問題でございまして、高齢化や所在不明だとか長い間にはいろんなことが起きてまいりまして、焦げつきになっている状況があります。県の中でこの住資の関係の協議会をつくってございまして、そういう情報を持ち寄り、意見交換をしているわけでございます。その中で現状を打開する一つのやり方として、直接国に言うというのもあれですけど、やっぱり県を中心にして国の方に働きかけをせんといけんじゃないかということで、町村会の要望に県要望に上げて、県を挙げて国の大きな支援を要請していくという方向でございまして、そういうことで動いております。ただ、借りた主は町でございまして、町が借りてその必要な人に転貸しておる、銀行の役割を町がさせられたわけでございますから、そうは言っても借り主としては町が借りておるということですから、やっぱりこの起債償還はきちんと返していかなといけんということでもあります。そういうことで、どういう始末を考えようかというのは、ちょっとわかりませんが、できる努力を最大やっていくということです。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。先ほどちょっと間違ったことを言った部分がありますので、訂正させていただきます。

平成33年で償還が終わるといふ、起債の償還といふことを言っていましたけれども、起債の償還はもっと早く終わるように思っています。貸し付け事業が終わりましたのが平成8年ですので、その時点で25年償還になっておりますから、その分を足してもらったら、33年が貸し付けをしておる方の償還が終了するといふことで、未償還がこれはまだ滞納という形で残っていくこととなります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 非常に申しわけないですけど、先ほど4分の3、補助の分のことをもう一度、私なかなかうまいぐあい聞こえなかったもので、もう一度お願いしたいんですが、補助の関係。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 国の補助の関係ですけれども、貸し付けを行っている方が亡くなったり、連帯保証人もなくなったり、相続する人もなくなった、回収不能の貸付金が出た場合に、一定の要件を満たした場合について、申請をしたら4分の3の国からの補助が受けられるといふことです。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第58号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第59号、平成21年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第60号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第61号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第62号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 3 号、平成 2 1 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 4 号、平成 2 1 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 5 号、平成 2 1 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 6 号、平成 2 1 年度南部町病院事業会計歳入歳出決算認定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 7 号、平成 2 1 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 6 8 号、南部町立おおくに田園スクエア条例等の一部改正についてございませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この南部町の田園スクエアのことなんですけども、これは以前は田園スクエアということで1つの管理ということだったんですけど、今度は3本に分けるということやるって、今までは企画教育、教育の分野になっとったんですけど、これを1つにやるといことなんですけども、私が聞くんですけど、指定管理の指名に至った経過ということを書いてありますね、括弧書きの中に。その中で下から2行目なんですけど、ひいては南部町全体の活性化を図られるものとするため、指名指定による指定管理を行うものということだったんですけども、今と活性化がどういいうぐあいに、地域の、図られるのかということ、これはふるさと交流センターも同じようにこういうぐあいに理由づけが書いてあるんですけど、具体的にどういいうぐあいに考えておられるのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 今回この条例を可決していただきましたならば、先ほどのお

くに田園スクエアは、大国の振興協議会で指定管理をしていただくわけでございます。大国の振興協議会といいますのは、やはり地元の皆さんの協議会でございます。おらが地域の施設という位置づけで皆さんにも非常に興味を持っていただきますでしょうし、またその管理についても協議会の方もいろいろ地元の皆さんと一緒にやっていきたいということ、利用の方もという部分で非常に今まで、施設とかかわりが薄かった皆さんも含めて地域の皆さんがさらに多くかわっていただくという部分が、やはり活性化の一番のところだというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） どうも私これよくわからないんですよ。というのは、確かに交流センターにしろ、田園スクエアにしろ、これは南部町が所有する施設ですから、それはだけでも、でもおおくに田園スクエアにしても、それから交流センターにしてもやはり地域性からいうと、田園スクエアの場合は、南部町全体よりも大国地域の人の思い込みというのがやっぱり基礎と思うんですよ。だって運動会だって、ほかの地域があそこを借りてやるわけだない。大国地区が農村広場も使っておられますね。そういう点からいえば、私、課長が説明されるんですけども、活性化が今よりどれだけ図られるかということがようわからんですよ。

例えていうと、今まで数値でいったら、5だったものが7に、8になっていくということが裏づけがあるんならいいんですけども、ただ漠然と抽象的にこの活性化を図られるものと考えて、これでは私なかなか理解できないんですよ。そこでもし追加がありましたら、もう一度追加してくださいよ。

○企画政策課長（長尾 健治君） 追加ありません。

○議長（石上 良夫君） 追加ないとのことです。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第70号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 22年の補正予算の事業別説明資料の8ページをお願いいたします。電気自動車の推進事業なんですけど、これは全協でも企画課長の方から説明を受けました。この中で、保守点検料というのが26万円計上されています。全協での説明は3年間で26万と

というような御説明だったかと思いますが、それは間違いないでしょう、単年度ではなく3年間なんです。

それともう一つ、支出の方なんですけど、役務費委託料、使用料及び賃借料、工事請負費がありますが、これには契約電気料金というのが含まれておりません。緑水園に200ボルトの三相施設があるということで、工事費というのは随分安くできるわけでありますが、当然、形態は変わってきますので、電気料金も割高になるというふうに考えています、基本料金ですね。私が持っている資料では、最大出力50キロワットの急速充電器の設置した資料であります、それによりますと、大体年間75万円ぐらいの契約電気料金がかかります。それとお尋ねした保守点検料ですが、これは保安協会に払う金額で、年間これも15万円ぐらいかかるように、私が持っている資料ではあります。議会に出された資料では40キロワットですので、若干料金が違って来るかと思いますが、少し差があるように思いますが、当然、議会で審議するわけでありまして、私の言っていることが少し違っているのか、あるいは資料が不足なのか、その辺をきちんとして審議したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、保守点検料でございますが、私どもが入手しました資料では26万円ということで、今回上げさせていただいております。ちょっとこれについてはこの額ということで、その後確認はいたしておりませんが、再度確認してまた……（「それは単年度ですか」と呼ぶ者あり）いえ、3年間です。

それから電気料金のことですが、先日の全協で御説明申し上げました後に、確認の作業をしておりまして、今はまだ私の手元に資料がございませんので、ちょっと再確認いたしますので申しわけございませんが、ちょっと時間を下さいませ。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 時間は幾らでも差し上げますが、しかしながら事業をするときに、やはり電気料金というのは当然かかってくるわけでありまして、それを緑水園が持てば別に構わないわけでありまして、やっぱりきちんとした資料を出して、きちんとした審議をさせていただきたいというふうに思いますので、できれば委員会の途中でも結構ですので、私は担当委員会ではありませんが、ぜひ委員会の方には資料を提出して審議をしていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も秦議員と同じく、このEVカー、電気自動車のことでお聞きするんですけども、一つ、公用車として利用すると、平日ということなんですね。平日であろうが休日であろうが、私は公用車は公用車だと思うんですよ。今まで町がたくさんというか、それに見合うだけの公用車を持っていますね、各課でも。でも運転するのは職員に限定されておったんでしょ。私は消防団員を現職でやってたときに、消防車の運転はできたんですけども、ほかの公用車の運転は認められませんでした。でもこのエコカーはどうしてここの中で、緑水園の囲みがある中で、貸し出しを検討中ということで、点々とあって、宿泊者と充電中の待合者等というぐあいに書いてあるんですが、これはなぜ公用車をここに限って出すのかということが私はようわからんです。

それから住民の方に、実はこうこうこういう購入があるんで、出るんだがということをやったら、もちろん電気自動車ですから自動車が蓄電がなくなったら充電するのは当然ですけども、2つの、4ページにありますように、天萬庁舎、法勝寺庁舎は公用車が当然出入りするんで、充電の設備は必要ですけども、急速だといって緑水園で何でこんなことが要るのか。それで、一つは、ガソリン車は今もう各家庭にもあって普及しておりますから、行政が仮に利便性を考えて行政が設置するんならいいけども、電気自動車というののが、そう町内にごろごろあるわけだないのに、行政がそこに何で設置するのか、向こうが一銭も負担がなくてやるんなら構わん面もあるということをやられたんですね、税金をつぎ込まんなら。だけど私は税金はもちろんつぎ込むことはいけんですけども、これ町民の要望が多数あってやられるんならいいんですけども、何でここに置く必要があるのかということ……。

○議長（石上 良夫君） まとめてください。質疑を行ってください。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。ということが、この2点をお聞きします。

それから、もう1点なんですけども、予算説明書にあります、11ページです、附属説明の。11ページにあいみ富有の里の地域振興協議会に新たに人件費として追加予算がなっております。それで見ますと、事務量がふえるんで、膨大になるんで、それで事務員を補てんするということなんですけども、この事務員の補てんの採用については、どういうぐあいに指導されるのかということと、それでここの協議会の職員が一体何人になるかということ、この2点についてお聞きしますのでよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、電気自動車のことから。御質問のこの全体のことについて、電気自動車全体のことについて、まずお話を申し上げたいを

思いますけども、電気自動車といいますのは、これは今地球全体が逼迫しております大きなエネルギーというものの転換のターニングポイントと申しますか、シフトをチェンジするタイミングでこの電気自動車というものが出てまいったものでございます。要するに、いかに環境負荷を軽減して、地球を長もちさせて、人類の今後の生存を図っていくかということで起こってきたことでございます。そのあたりがなかなか、今までそういうものが露骨に本町では見えてきませんですけれど、世界のあちこちでやはりいろいろな危機が起こっておりますので、そういうものに備えるということで、本町も電気自動車の導入にいち早く取り組むという趣旨でございます。

それから、最初の御質問、貸し出しのことでございますが、公用車であります、この貸し出しにつきましては、これは県がこういう制度をつくっておられまして、土日は貸し出すということで、本町もそれに倣いたいということで、検討をいたしておるところでございます。

具体的に公用車の利用率というのはお休みの日、特に土日は非常に利用が少のうございますので、まず電気自動車をアピールする上からも、これの貸し出しをしてみてもという趣旨でございます。

それから、これを緑水園に置くということでございますけども、これは現在、県内の電気自動車の台数というのはまだ少のうございますけども、今後、電気自動車がふえていくことが予想されますので、一つの充電ターミナルということで、県内も要所要所にターミナルを設置することで、各市町村とも検討されたり、既に実施されたりしているところもありますけども、本町の場合は国道の、それから充電中の数十分を、時間を使えるところ、食事等ができるということで緑水園を選定したものであります。

次に、あいみ富有の里の振興協議会のことでございますけども、これの採用についてどのように指導しておるのかというお尋ねでございました。これについては、協議会で公募をなさって、人員を選定しておられます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は基本的に地球環境のことは十分わかります。私も一生懸命勉強してますから、地球環境も。私が聞きたいのんは、公用車として利用する、これは確認しますが、県が指導でそうしなさいよということになってるんですか。それとも県はそういうぐあいにしてもいいよと、だけど裁量権は市町村にありますよということなのかということ。それで、私が申し上げたいのんは、もし、これが義務づけになってるんなら別なんだけど、裁量権であるということになれば、先ほど言ったように、普及率、国、県、町も合わせて普及率が今低い段階

であれば、予算書を見るとこのために金額が、設置料金が208万7,000円かかっていますね。私はその上に本体価格が何ぼか入ると思うんだけど、ここまでお金をかけてやるべきなのか。もう一つつけ加えて言えば、きのうの一般質問であったけど、70万の補助も拒否されるような状況であれば、これはやっぱり控えるべきじゃないかと……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、意見はやめて、質疑だけにしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。ということで、再度これ聞くけど、県の義務づけかどうなのかということ。それから、採用方法はわかりました、富有のその、公募されると。総人員は幾らになるのか。ほかの地域振興区と比べてふえるのかどうなのか、この2点について再度お願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 電気自動車の休日貸し出しについては、これは県の義務要件ではございません。本町で独自に判断して電気自動車を皆さんに体験してもらおうという趣旨でございます。

それから、富有の里の職員でございますけども、今回募集で採用します職員が1名、それから従来からおります事務局職員が1名、それから防災コーディネーター1名ということで、現在3名というふうになります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） さっきの電気自動車に関連するんですが、休日レンタカーということになれば、利用料の問題が発生するのでしょうか。それから利用の問題ですね、その辺の規則とか、やはりレンタカーという格好になれば利用料が当然発生するというので、それと保険の関係、事故等の保険の関係はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。もし、これがこういう格好でされるということになれば、前提としての考え方です。

それと予算書の説明で、4ページに債務負担行為の補正でちょっとお聞かせ願います。期間の問題で、平成23年度から25年度、23年度、24年度、これはおおくに田園スクエアとふるさと交流センターは24年の3月まででしたかいね。それで、レストハウス、バーベキューハウスの場合は、10月から9月までで、これは年度と書いてありますけれども、これは年度でこういう書き方をするものでしょうか。年度は別にいいんでしょうか。その2点お願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 電気自動車のことからお答えします。まず、議員御質問のとおり



り、現在の考え方では有料、利用料金をいただくということでございます。具体的な金額についてはまだこれだけということは決めておりません。今後、ほかの市町村でも導入をこの9月議会で検討されてるところもありますので、そのあたりも見て。それから、保険料でございますけども、当然これは保険は入ります。入らなくてははいけません。

それから、債務負担行為でございますけども、年度、22年度から25年度ということですが、9月議会で御承認をいただきましたら、原則としはもうあと半年残しているわけでございますので、それ以降で25年度までということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） それでは進みます。

議案第71号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第72号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第73号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第74号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第5 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含めそれぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ

所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。（発言する者あり）

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほどこの自動車の貸し出しにつきまして、私、自分で思い込んでおりまして、有料、使用料を徴すると、いただくというふうに答弁いたしましたけども、これについては具体的にまだ何も決めておりませんので、先ほどの答弁は撤回して、現在は検討中ということで御理解願えませんか。私が勝手に思い込んでおりました。申しわけございません。

---

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

あす15日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上できょうの日程を終わります。皆さん、御苦労さんでした。

午後2時06分散会

---